



新・宮城県景観形成指針

平成19年5月

宮 城 県

新・宮城県景観形成指針の策定にあたって



景観をみんなでまもり、つくり、育てていくことは、少しずつの緩やかな変化ではありますが、10年、20年の時を経て地域の独自性を深めていきます。地域の特性とそこで営まれる人々の生活が調和した都市や農村の美しい景観は、そこに住む人々や働く人の誇りであり、歴史や文化が醸し出す個性を生かした地域づくりが進められれば、それは更に魅力と輝きを増し、地域の大きな財産となるでしょう。

県では、平成10年3月に「宮城県景観形成指針」を策定し、良好な景観形成に向けてこれまで各種の取組を行ってまいりましたが、関係者の認識や調整が不十分でありましたことから、具体的な事業展開などの実効性に欠ける面もありました。

他方、美しい街並みなど景観に関する国民の関心が全国的に高まる中、平成16年に景観法が制定され、景観に関する基本理念が示されるなど良好な景観の形成を実現するための仕組みが大幅に整えられたところであります。また、県では平成19年3月に「宮城の将来ビジョン」を策定したところであり、本ビジョンにおいても良好な景観の形成を宮城の未来をつくる重要な取組として位置付けております。

こうした背景から、今回、本県のより良い景観を守り、創造し、景観形成を支える意識の醸成が図られるよう、これまでの指針をベースとして、基本目標及び基本方針は踏襲しつつ、展開のための枠組みについて、内容を分かりやすく基本ルールに整理するなどの見直しを行い、「新・宮城県景観形成指針」を策定しました。

みやぎ景観懇話会の委員の皆様からいただいた御意見も参考としながら策定したこの指針は、本県の良好な景観形成に向けた取組の在り方を提示するとともに、今後、住民、NPO、事業者、市町村及び県が実施する施策、行動等のよりどころとなることを目的としております。

四季折々の豊かな自然、広大な田園風景、近代的な都市のにぎわい、地域に根ざした風習や文化が息づく美しい街並み、さらには日常生活の中にある何気ない景観など、本県の個性を表徴する景観を「まもり」、快適で魅力ある景観を「つくり」、景観形成を支える意識を「育てる」ために、この指針が活用されますことを念願しております。

最後に、この指針の策定に当たりまして熱心な議論をしていただきましたみやぎ景観懇話会の委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成19年5月

宮城県知事 村井 嘉浩

新・宮城県景観形成指針 目次

序章

1 背景と目的	1
2 景観の認識	1
3 より良い景観とは	1
4 新・宮城県景観形成指針の位置付け	2
5 新・宮城県景観形成指針の対象範囲	2

第1章 宮城県の景観の現状と課題

1 県土の景観特性	3
(1) 県土の景観特性	
(2) 県土景観の現状	
2 景観形成に向けての課題	10

第2章 景観形成指針

1 景観形成の基本目標	11
2 景観形成の基本方向	12
(1) 基本方針	
(2) 展開のための枠組み	
3 良好な景観形成のための基本ルール	16
4 地域ごとの景観形成の考え方	18
(1) 県土の地域分類	
(2) 地域分類別の景観形成の考え方	
5 良好な景観形成に向けての役割分担	44
(1) 県の役割	
(2) 市町村の役割	
(3) 住民の役割	
(4) 事業者の役割	

第3章 景観形成推進の方策と体制

【資料編】

○ 検討経過	53
○ みやぎ景観懇話会開催要綱	54
○ みやぎ景観連絡会議設置要綱	55
○ 景観法活用のイメージ	56
○ 用語解説	57

表紙の写真

上：春 蘭 亭（登米市）
下左：定 禅 寺 通（仙台市）
下右：牡鹿半島の漁り火（石巻市）
下右：七 ツ 森（大和町）

序章

1 背景と目的

宮城県には、四季折々の豊かな自然、広大な田園風景、近代的な都市のにぎわい、地域に根ざした風習や文化が息づく美しい街並み、さらには、普段気づかれることのない日常生活の中にある何気ない景観など、その個性を表す多くの景観がある。

美しい景観は、地域再生、国際交流、観光振興においても重要な要素であり、低成長、少子高齢化が進展する中で地域の活力を低下させないよう、住民参画による個性豊かな地域づくりを進めていく上でも良好な景観形成に取り組んでいく必要がある。

しかし、面的な開発や人工構造物による自然景観や農村景観の喪失、景観を阻害する電線・電柱類や屋外広告物のはらんなど、全国的に見られる景観の悪化が県内においても進行しており、良好な景観を次の世代へと引き継いでいくことができるか不安視されつつある。

そのため、県内でも、住民、NPO、事業者、行政それぞれにおいて、景観の保全や創出に関していくつかの取組がなされてきたものの、県土のあるべき景観に向かって十分な認識や連携の下で展開されているとは言い難い状況である。こうした、宮城らしいより良い景観を、住民、NPO、事業者、行政等と共有していくためにその土壌を作ることは、県の責務である。

宮城県では、県民全体として各主体が実施する施策、事業、行動のよりどころとなるよう平成10年3月に「宮城県景観形成指針」を策定し、良好な景観形成に向けて各種取組を行ってきたところであるが、具体的な事業展開が不十分であったことから実効性に欠ける面が見られた。一方、全国的に景観に関する国民の関心が高まり、平成16年には景観法が制定され、景観に関する基本理念が示されるなど、景観行政を進める仕組みが大幅に整えられた。

このような背景を考慮し、「ふるさとみやぎ」のより良い景観を守り、創造し、景観形成を支える県民意識の醸成が図られるよう、今回、「宮城県景観形成指針」を景観法等の趣旨も織り込んだ新たな視点で見直すことにした。

2 景観の認識

景観は、視覚的かつ心象的な点からの総合的な環境認識である。その環境とは、その地域それぞれにある固有の自然環境と、その上に時間をかけて展開されてきた人文的環境の総和であり、「地域の質」の表徴ともいいかえることができる。

3 より良い景観とは

景観をみんなで守り、育てていくことは、少しずつの緩やかな変化ではあるものの、10年、20年の時を経て地域の独自性を深めていくことである。地域の特性とそこで営まれる人々の生活が調和した都市や農村の美しさは、そこに住む人々や働く人の誇りである。歴史や文化が醸し出す個性を生かした地域づくりが進められれば、そこは更に魅力と輝きを増してくる。また、生物の多様性を保全し、持続可能な社会を構築していくためには、変化に富んだ自然環境をできる限り保全していく必要がある。したがって、自然環境に恵まれた地域においては、乱開発を防ぎながら極力多様な自然景観を残していく努力が求められる。

より良い景観とは、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動が調和し、多様な生物の生息が可能となる環境であることをも包括した、快適で魅力ある環境であるといいかえることができる。

より良い景観を形成していくことは、そこに生きる人々を魅了し、特に子供たちの心の原風景を形づくるとともに、生活環境への関心を高め、美しく風格のある県土づくりに向けた大きな財産となるものと考えられる。

4 新・宮城県景観形成指針の位置付け

平成18年3月に策定された「宮城県環境基本計画」には景観に関して、次のように記述されており、本計画を景観形成指針の上位計画と位置付ける。

第7章 体系的な施策展開

3 自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造

(4) やすらぎや潤いのある生活空間の創造

ウ 美しい景観の形成

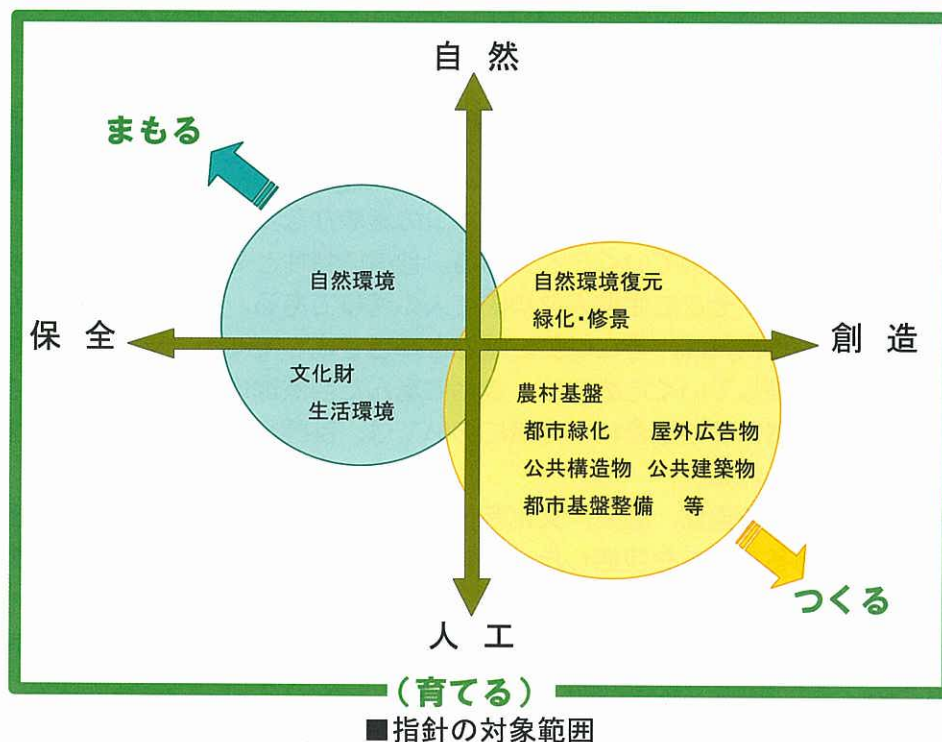
- 宮城県景観形成指針に基づき、市町村が主体となった景観施策を促進するとともに市町村が独自に持つ個性豊かな美しい景観を維持し、形成するための環境づくりを推進します。
- 良好な景観を国民共通の資産と位置付けた「景観法」(平成16年法律第110号)の制定に伴い、地域住民が主体となって景観計画制度及び景観地区制度の活用が図られるよう、啓発活動を行います。(資料出所：H18.3 宮城県環境基本計画)

また、本指針は、住民、NPO、事業者、市町村及び県が協調してより良い景観を形づくっていくための施策、理念を取りまとめた行動規範としての指針と位置付けている。

5 新・宮城県景観形成指針の対象範囲

景観は、海や山、平野といった地形とそこに生育、生息する植物、動物が織りなす自然の景観や人々の営みがつくり出す田園や建築物、都市などの人工的な景観に至るまで、様々な要素によって構成されている。また、景観形成に関する取組についても、道路、河川、公園等の公共領域のみではなく、企業や住民などの活動を含めて考えていく必要がある。

指針の策定に当たっては、景観を保全する「まもる」視点から、創造する「つくる」視点に加えて、意識の高揚を図る「育てる」ことを柱として、取扱いの対象範囲を設定した。



第1章

宮城県の景観の現状と課題

「植生」

◆ 多様性に富む植生

宮城県は、関東から続く常緑広葉樹林と、白神山地などの東北北部から続くブナなどの落葉広葉樹林の両方の分布が見られるという植生上の特色を持っているほか、分布の北限種であるユズリハ、ソヨゴ、マルバシャリンバイ、カシ類などの常緑樹やフサザクラ、ウリカエデなどの落葉樹も見られる。また、宮城県は自生モミの北限林地とされており、中でも東北大学の理学部附属植物園一帯は国指定の天然記念物となっている。金華山沖を流れる暖流の影響によって、北部の海岸部ではタブノキやヤブツバキ等の暖地性の植物群落が見られ、これらも国指定の天然記念物となっている。このように豊かな植生は、高山から海岸へと至る地形条件と相まって、春の新緑、秋の紅葉、それを背景とした常緑樹の緑などにより、宮城の景観を多様性に富んだものとしている。

◆ 屋敷林の多い平野部

東北地方の平野部では、冬の防風対策として屋敷林が作られているところが多く見られる。宮城県でもスギ、ケヤキ、ハンノキなど地域的に特徴のある「イグネ（居久根）」と呼ばれる屋敷林が育てられており、地域によってその厚みや林相は異なるが、平野部における景観上の特徴となっている。

◆ 防潮林などが特徴の沿岸地方

宮城県の海岸部では、北部のリアス式海岸の山地などに見られるクロマツ林が、海へ落ちこむ地形とともに、防潮や景観保全の役目を担っているほか、松島地区で多く見られるアカマツ林は、多島海の景観を演出する貴重な要素となっている。また、砂浜型の海岸部においては、クロマツ林が防潮林としての機能を果たしながら、単調な砂浜の景観上のアクセントとなっている。

◆ 里山の景観の丘陵地帯

平野部と山地の接点、あるいは平野の周囲に見られる丘陵地帯は、モミ・イヌブナ群落を潜在植生としながら、長い間人々の生活に利用されてきたコナラ・クリを主体にした二次林が、いわゆる里山の景観を形成している。



（仙台市 奥新川の紅葉）

ロ 社会的特性

「人口」

◆ 人口減少時代の到来と都市部への人口集中

宮城県の人口は約236万人（平成17年国勢調査）となっている。平成12年時点では約237万人、平成7年時点では約233万人であり、今回の国勢調査において初めて減少に転じた。

このうち仙台市に居住する人口比率は、宮城県内の43.4%を占め、また、仙台市を中心とする10市町村からなる仙塩広域都市計画区域として見れば、その人口は約136万人であり、比率としては県内の57.6%に達する。このような増加傾向はここ数年継続しており、県全体として都市部に人口が集中する傾向がある一方、その他の地域では減少傾向にあるところが多い。

「土地利用」

◆ 農林業的土地利用と都市的土地利用の分離

仙塩広域都市計画区域や各地方の拠点都市においては、都市計画に基づく都市的な土地利用が進んでいる。その一方では、それらの都市の郊外部を含めて、田園部や山間部における一次産業的な土地利用が、県土の大きな部分を占める形で存続している。

県土総面積728,560haに占める都市計画区域は約207,404haで県全体の約28.5%であり、そのうち人口集中地区については、約23,147haで県全体の約3.2%となっている。また、人口集中地区の人口は約137万人で、県土全体の約58.1%を占めている。このことは、都市部への人口集中と相関関係にあり、高密度かつ集中的に土地利用のなされる都市部とそれ以外のところで、「都市」と「農村」という景観的コントラストを発生させている。



（大崎市の田園風景）



（仙台市の市街地）

「交通」

◆ 景観上の視点場としての高速交通機関

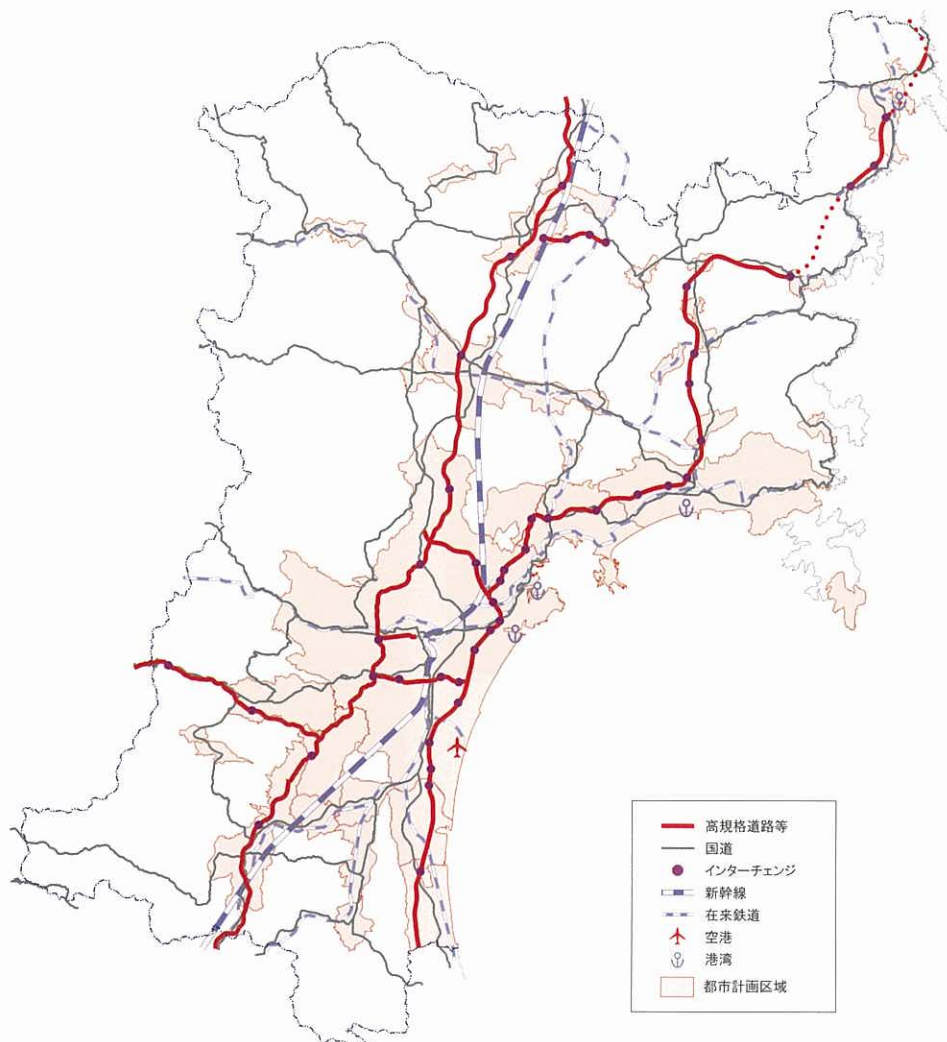
宮城県は東北地方の高速交通拠点としての機能を持っており、県土を南北に縦貫する東北新幹線及びその駅舎などの交通施設と、東北縦貫自動車道、山形自動車道、三陸縦貫自動車道等をはじめとする高規格幹線道路やサービスエリアなどからの眺めは、宮城の景観の印象を形成する重要な視点場となっている。

◆ 幹線道路の形成するネットワーク

国道4号をはじめとする一般国道や主要地方道により、県内各地を結節する幹線道路網が整備され、各地方生活圏相互の交流を支えている。また、多くの人々が日常的に利用することから、郊外型の大型商業施設の立地や屋外広告物等による多様な沿道景観が形成されている。

◆ 鉄道の形成するネットワーク

東北新幹線や東北本線を主軸とする鉄道の南北軸に、主として東西方向に結節する形で、在来鉄道がネットワークを形成している。仙台都市圏の主要通勤ルートとなる仙石線や東北本線、近年次第にその比重が高くなっている仙山線等を除くと、各地方の拠点間を結ぶ在来鉄道は、利用者が伸び悩んでいる。しかし、ゆっくりと走るローカル線の旅を楽しむ人々も少なくなく、生活線として利用する人々も多くある。車窓からの田園の眺めを提供する場として貴重である。



■ 都市及び交通概略図

ハ 歴史的特性

◆ 縄文文化を今に伝える宮城

青森の三内丸山遺跡をはじめ、東北地方は縄文文化が数千年にわたり栄えたところであり、宮城県内でも各地で遺跡の発見・発掘が行われている。

東松島市の縄文村づくりや栗原市一迫の山王冨遺跡など、それらを活用した整備も行われている。

◆ 古代の歴史を語る多賀城

律令政府の支配下に入っていた奈良・平安時代の主な遺跡として、多賀城跡や大崎市内の宮沢遺跡などがあり、往時をしのばせる景観資源となっている。



(多賀城市 多賀城跡)

◆ 今も残るみちのくの街道

中世には、東街道を主要交通路として中央との往来が盛んに行われた。遺跡沿道には陸奥国分寺や、陸奥国分尼寺などを見ることができ、地域の景観資源となっている。

◆ 仙台藩の成立

伊達政宗は1600年に仙台城の築城に着手し、城下町仙台が誕生した。政宗は主要家臣に藩内各地を与え、各地に小城下町が形成されたが、後の幕府の一国一城令により、仙台城と例外的に残された白石城以外は城として残らなかった。残らなかったこれらの城跡は、多くの町では城山などとして親しまれており、涌谷町や柴田町などのように公園化され、観光的な名所や観桜等の場となり、町の中心的な景観となっている所が多い。

この時代は参勤交代制もあり、街道が発達し、奥州街道や羽州街道などが整備され、現在の交通幹線の形成に影響を与えている。また、各地に宿場町が形成され、その姿を今に伝える遺構も七ヶ宿町や栗原市金成などに残っている。そのほか、貞山運河の着工など、今日まで影響を与える大土木工事も行われた。



(白石市 白石城跡)

仙台平野と総称される平野部は、仙台藩以来の「米どころ」として著名であり、かつては江戸の食を支えた時代もあった。また、金成耕土、大崎耕土、名取耕土などの美田の広がる景観は、そこで営まれる水田農業によって築かれており、その伝統は現在にも引き継がれている。このように、農村や里山の景観はそこに暮らしを営む人々の手で守り、育てられてきた。

◆ 明治から現代へ

明治・大正時代は廃藩置県により政治形態が変化しながら、石巻市や登米市など各地で洋風の建築が行われた。これらの時代の最大の事業として野蒜築港（東松島市）があるが、北上運河、東名運河もその関連事業として着工されており、現在その歴史を生かした運河整備が進められている。新北上川や明治潜穴（品井沼）の開削もこの時代に行われている。また、当時の町の姿として、登米市に旧水沢県庁舎や旧登米高等尋常小学校校舎などの明治時代の建築物が残り、現在それらを核としたまちづくりが進められている。

昭和に入り戦災を受けた仙台市は復興計画に際し、昭和24年に無電柱化の整備を行うとともに、青葉通、定禅寺通、東二番丁通といった美観道路を数多く配した。こうした街路は、市街地の緑の回廊として杜の都の骨格を形成している。

(2) 県土景観の現状

イ 自然的な側面

- ◆ 主な山地・丘陵地域においては、自然公園法及び県立自然公園条例による国定公園，県立自然公園の指定により，自然資源の保全・適正利用が図られている。また，自然環境保全条例による県自然環境保全地域あるいは緑地環境保全地域の指定により，その保全が図られている。それとともに，林業振興の各施策による森林の保全・活用も行われている。
- ◆ 海岸域のリアス式海岸部では国立公園及び国定公園の，また，松島では県立自然公園の指定がなされ，それぞれ自然資源の保全と適正利用が図られている。仙台湾地区においては，県自然環境保全地域が指定され，その保全が図られている。松島については，文化財保護法の特別名勝の指定による保護・保全がなされている。
- ◆ 仙北平野部にある大規模な沼地は，多くの渡り鳥の飛来地となっており，特に伊豆沼・内沼，蕪栗沼はラムサール条約（※）の登録湿地に指定され，これらの保護がなされている。

（※ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」）

- ◆ 自然景観は，一般に，面的開発や人工構造物によって容易に損なわれやすいため，特に優れた景勝地等においては，各種の開発と景観に係わる問題が生じる例も見られる。



（栗原市 伊豆沼の夕景）

ロ 社会的側面

- ◆ 戦後・高度経済成長期には，社会資本整備の量的な充足を優先した結果，公共施設では美しさや地域性への配慮に欠け，画一的なものになっていたものがあつたが，最近の公共建築物や橋りょう，街路，都市公園などの公共施設整備に当たっては，景観に配慮した整備が一部見受けられるようになってきている。
- ◆ 都市域では，仙塩広域都市計画区域などで，市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより新たなまちづくりが行われている。
- ◆ 都市公園をはじめ，建築物周辺の緑化や生け垣の推奨など都市域での緑化，その他街路樹植栽や法面緑化など様々な緑化の推進は，地域の景観向上，修景にも貢献している。
- ◆ 仙台市周辺部では，宅地開発等による都市域の拡大とともにスプロール化され，里山が消失するなど，丘陵部の景観が著しく変化してきている。

- ◆ 地方都市の中心部では、中小店舗の廃業が相次ぎ、いわゆる「シャッター通り」と呼ばれる商店街が多くなり、市街地景観が悪化してきている。
- ◆ 幹線道路沿いでは、景観を阻害する電柱電線類や屋外広告物のはんらんにより、沿道景観が悪化してきている。
- ◆ 駅前や人々が集まる地域では、ごみの散乱や放置自転車など社会的なマナーの欠如に起因する問題点も見受けられる。
- ◆ 農村地域では、農業施策に係わる各種の事業が行われているが、都市近郊地域での都市化・混住化による土地利用秩序の乱れや中山間地域において顕著な過疎化・高齢化などによる耕作放棄地の拡大など、農村景観の保全上懸念される状況も見られる。
- ◆ 山村域では、林業の構造的不況や後継者不足などに伴う放置林の発生など、森林の保全上懸念される状況も見られる。

ハ 歴史的側面

- ◆ 地域の歴史や文化を体現する文化財は県内に数多く見られるが、その多くは文化財指定などによって保存が図られている。
- ◆ 貞山運河を活用して歴史的景観に配慮された整備など、歴史的な価値に着目した各種の事業なども行われてきているが、必ずしも十分とはいえない面が見られる。
- ◆ 地域レベルで身近な価値を持った古民家などの歴史的資源については、建替えなどが行われ、現状のままではその価値の消失が危惧される面もある。



(石巻市 貞山運河のライトアップ)

2 景観形成に向けての課題

前項までに整理した県土の景観特性等を考慮し、景観形成の課題について、次のとおり主としてハード面に関するものを「まもる」「つくる」という視点、主としてソフト面に関するものを「育てる」という視点から位置付けて整理した。

まもる	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 豊かな自然景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ● 県民の共有財産である豊かな自然景観の保全 ● 景観上、特に重要な山や水辺の景観の保全 ● 生態系への配慮などを含めた景観形成 ◆ 地域の個性を形づくる景観資源の保存・継承 <ul style="list-style-type: none"> ● 鎮守の森など、安らぎを感じさせる何気ない身近な景観の保存 ● 広大な田園風景のパノラマなど、地域を特徴づける景観の保全 ● 市街地の背景や山並みに対する前景など、「眺望」と「視点場」を重視した景観の保全 ● 歴史的な街並みや建造物など、歴史・伝統文化的景観の継承
つくる	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の個性を生かした景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ● 都市から農村まで、多様な背景をもつ地域の特色を生かした景観形成 ● 魅力ある商業空間、田園空間の形成など、地域づくりと連動する景観形成 ● 地域の顔となる行事（イベント）の開催を意識した景観形成 ◆ 景観に配慮した各種施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺との調和など、景観に配慮した河川、道路、公共建築、構造物等の整備 ● 各種法令や制度を活用した街並みや一般建築物等の適正な誘導 ● 場所に合った緑化手法の選定など、きめ細かな修景 ◆ 景観阻害要素の是正 <ul style="list-style-type: none"> ● 錯綜した電線・電柱など、景観を阻害する要素の除去・是正 ● 無秩序な広告物やサイン類等による景観的な混乱の是正
育てる	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会的意識の普及・向上 <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの散乱や放置自転車など、モラルやマナーの面から取り組む社会的意識の向上 ● 景観教育を通じた景観意識の普及・向上 ◆ 官民が協働・連携した景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町村そして住民・企業が互いに協力しながら進める取組 ● 地域で活動するNPOなどとの交流の促進 ● 地域の景観形成を担うリーダーの育成 ● 景観形成を積極的に誘導する市町村の意識啓発

第 2 章

景觀形成指針

1 景観形成の基本目標

宮城県の景観の現状と課題等を考慮して、宮城県が目指す「景観形成の基本目標」を次のように設定する。

- ◆ 豊かな景観資源としての自然、歴史、文化を保全し**継承**していくために



宮城の個性を表徴する景観を **まもる**

- ◆ 地域の特性を生かし、個性ある景観を**創造**していくために

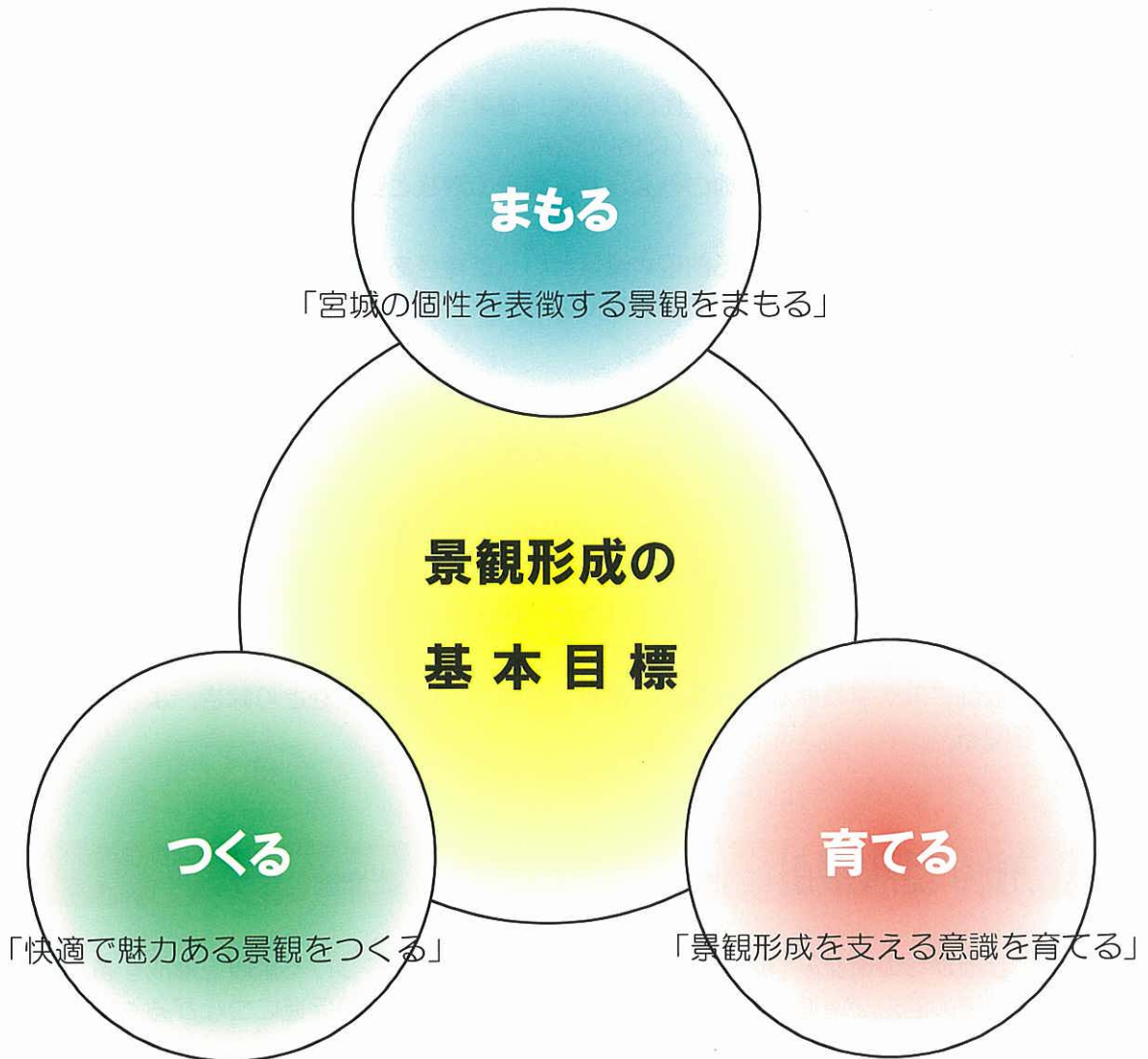


快適で魅力ある景観を **つくる**

- ◆ 県民意識の醸成と参加による景観づくりを**育成**していくために



景観形成を支える意識を **育てる**



2 景観形成の基本方向

景観形成の基本目標を具体化していくために、景観形成の「基本方針」を設定する。この「基本方針」は、景観形成指針全体を統括する観点から、宮城らしいより良い景観を保全・創造し、次の世代へ伝えていくための、基本的な方向を表すものである。

(1) 基本方針

景観形成の「基本方針」として「まもる」「つくる」「育てる」という視点を基調としつつ、さらにそれらの境界領域に位置する考え方についても併せて考慮し、次のように設定する。

基本方針①（保全の視点）「自然の保全及び調和を図った良好な景観の形成」

- 良好な自然環境を形成する多様な自然資源（植生、地形、河川、海岸など）の保全を図る。
- 新たな開発や整備に当たっては、周辺環境への影響、景観的な連続性などを考慮し、生態系を含めた自然との調和に配慮する。

基本方針②（継承の視点）「伝統や歴史・文化など、地域の個性を形づくる景観の継承」

- 地域の自然、歴史・文化、住民の生活、産業活動等との調和により、地域の個性を生かした多様な景観の継承を図る。（文化的景観）
- 優れた都市景観や景勝地のみならず、鎮守の森など安らぎを感じさせる何気ない身近な景観を継承していく。
- 文化財や山並みに対する前景や背景といった特色ある「眺望」とともに、その景観を享受する「視点場」も一体として継承していく。

基本方針③（創造の視点）「環境と調和した快適で魅力ある景観の創造」

- 良好な景観を創造していく上で、先導的な役割を果たすことができるような河川、道路、公共建築など、各種公共事業の推進を図る。
- にぎわいを演出する商店街づくりなど、中心市街地の活性化や地域づくり活動とタイアップした景観形成を図る。
- 散乱ごみや無秩序な看板など、景観を阻害している要素をとり除き、より良い景観の形成を図る。

基本方針④（活用の視点）「地域の個性を積極的に活用した景観の形成」

- 昔ながらの街並みや広大な田園景観など、地域を特徴づける景観を形成する。
- 地域の魅力が増進・創出され、観光その他地域間交流の促進につながるような行催事（イベント等）の開催を意識した景観の形成を図る。

基本方針⑤（育成の視点）「景観は共有の財産であるという社会的意識の育成」

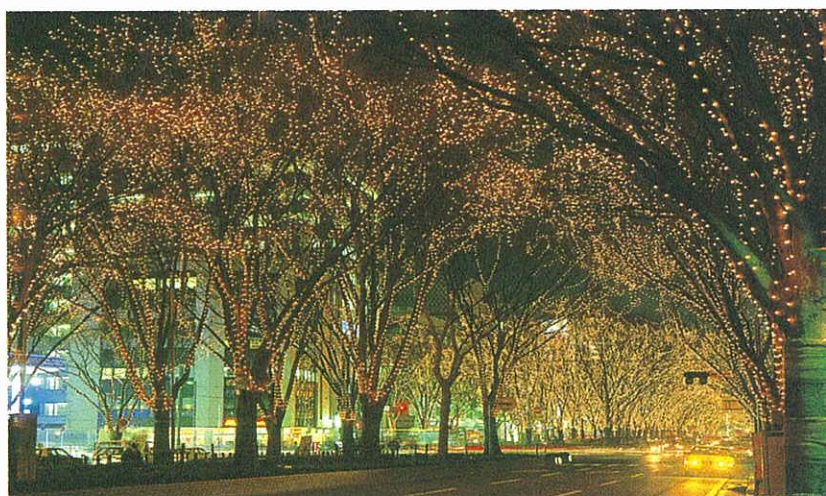
- 景観形成に関する普及・啓発活動などを通じて、散乱ごみや放置自転車などの景観阻害要因を発生させないという日常的な視点を含めた、景観向上のための社会的意識の育成を図る。
- 良い景観を自分たちの手でまもり、つくり、向上させていくことを通じて、地域の存在価値を高めていくなど、住民参加による地域振興への意識の育成を図る。
- 景観アドバイザー派遣によるワークショップ手法などを通じて、地域における景観形成のリーダーとなりうる人材づくりを支援していく。

基本方針⑥（醸成の視点）「住民・事業者・行政が一体となって景観づくりに取り組む気運の醸成」

- 官民が景観づくりに関するパートナーシップを保ちながら協働・連携していくために、それぞれの役割を明確にするとともに、景観形成のためのルールづくりや推進体制の整備などにより、意識の高揚、気運の醸成を図る。



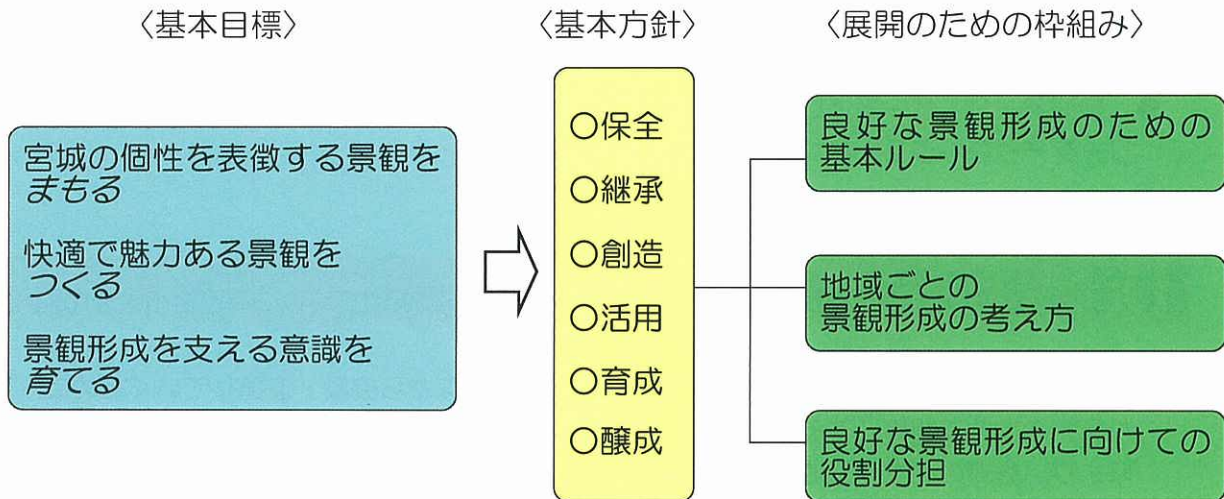
（七ヶ宿町 街道の街並み）



（仙台市 光のページェント）

(2) 展開のための枠組み

「展開のための枠組み」として、次に示す3つの側面から考え方を設定し、これに基づき具体的な景観形成のための配慮事項を明らかにしていくこととする。

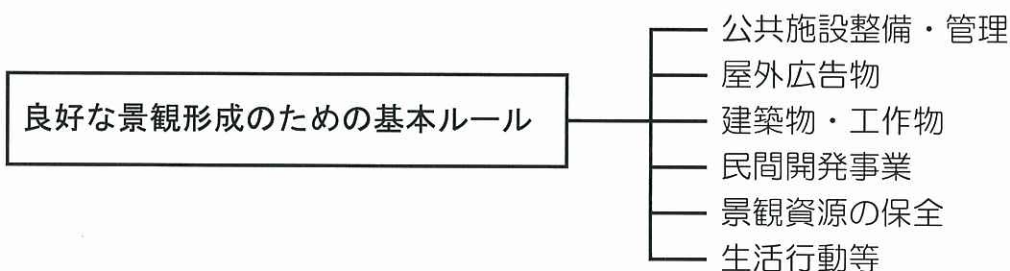


イ 良好な景観形成のための基本ルール

良好な景観は、公共のものであり、県民共有の資産であるとの認識に立ち、地域の景観づくりにおいては、共通の目標・基本ルールを持ちながら、長期的な視点に立って、住民、NPO、事業者及び行政が一体となって取り組むことが大切である。

美しい景観が人を引き付けるのは、そこに住む人々が積み重ねてきた生活や文化などの風景が共感を呼ぶのであり、身近な生活空間や日常的な景観は、地域住民がより認識を深め、身の回りの環境を自分たちの手で改善していく積極的な意識が生まれていくことで培われるものである。言い換えるならば、景観づくりは住民の生活感覚や価値観に基づいた身近な地域づくりとして進められる必要がある。また、生活空間は、道路、河川及び公園のような公共的な空間と、森林、農地など産業基盤としての半公共的空間、そして、個人住宅や工場、事業所等の建物からなる私的な空間で成り立っている。これらは相互に深く影響を及ぼしあっており、その協力や連携が不可欠となっている。

こうしたことから、景観を構成する個々の要素に着目し、それぞれの要素ごとに基本ルールを整理する。



ロ 地域ごとの景観形成の考え方

県土の景観を見た場合、そこには山地から平野、海岸部に至るまで、個性的で多様な景観が存在している。

そのように地域によってそれぞれ異なる姿を持つ景観について、宮城県全体を通して見たマクロな観点から、ある程度同様の性格を持つ地域ごとに景観のグループ化（類型化）を行うことにより、その景観類型に応じて個々の地域を包括する景観形成上の配慮事項（視点）を示している。

「県土景観の類型化に当たっての留意点」

景観認識は、異なるスケールの要素が積み重なって得られるが、ここでは県土全体を捉える必要上、ある程度の地域的広がりを持ったマクロな類型とする。したがって、山における滝の景観や市街地の個々の建物の景観といったミクロなスケールの景観は、類型の中に包括される。また、県土全体を見た場合、景観的に最も大きな特徴となるのは自然の地形であり、次に人間の生活領域の姿、すなわち土地利用である。この2点を類型化に当たっての基本的な視点とする。

なお、ここに示した4区分の類型は、県土の景観を大別する景観区分として扱うこととし、具体的な景観形成上の配慮事項を示す際には、地域の特性などを考慮し、更に細分化した景観類型を設定することとする。

ハ 良好な景観形成に向けての役割分担

景観形成を進めていくに当たっては、住民を主役として、NPOやボランティア、行政や事業者を含めた県民全体での取組が必要となってくる。

そのような取組の中で、行政、住民、事業者がそれぞれの立場で何をなすべきかについて、景観形成に向けてのパートナーシップの観点から、主にソフト面における景観形成上の役割について整理している。

「パートナーシップを考える上での留意点」

景観形成を進めていく上で、官民がともに景観づくりに関するパートナーシップを保ちながら協働・連携していくために、それぞれの役割を明確にしていく必要がある。しかし、同じ民間サイドでも、経済的な活動を目的とする民間事業者と、地域に居住する住民とでは、景観に対する取組は異なってくるものと考えられる。同様に行政サイドにおいても、県全体を対象とする取組と各地域に対応した取組は分けて考えるべきである。



（ボランティアによる加瀬沼公園の花壇づくり）

3 良好な景観形成のための基本ルール

良好な景観は、建築物やその他の人工的な要素や自然的な要素が一体となって、景観上の特徴を維持し、若しくは増進させ、又は新たな景観が創出されるものである。こうした景観を形成する上で守るべき一定のルールを以下に示すこととする。

(1) 公共施設整備・管理のルール

- 地域の景観形成を積極的にリードしていくために、地域のシンボルとなり、周辺の景観をより引き立てるような質の高い公共施設を整備し、良好な景観の創出に努める。なお、地域性に配慮するあまり、周囲の景観から浮き上がったものにならないようにする。
- 施設配置や整備位置については、主要道路や展望地からの眺望及びランドマークへの景観的な影響に配慮する。
- 周辺環境との調和に配慮し、特に自然地域においては、適切な環境影響評価を行うなど、一定の秩序と調和を図りながら、環境との共生に配慮した施設整備を行う。
- 道路事業における電線類の地中化など、景観阻害要因となるものの是正に努める。
- 地域の行催事等の場となることなど、地域の活性化にも配慮する。
- 事業主体や道路や河川等の事業区分にとらわれることなく、隣接して行われる事業との積極的な連携を図る。
- 事業の実施、維持管理に当たっては、住民に愛着を持たれるよう、計画段階から景観に関して住民の参加を求める。
- 上記整備のルール等を考慮しながら、適切な維持管理を行っていく。



(登米市 道の駅もくもくランド)

(2) 屋外広告物のルール

- 主要駅周辺、鉄道・道路の沿線、名所周辺などにおいて、それぞれの景観を良好なものとするために必要な規制誘導を進めるとともに、違反広告物の改善、除却を行う。
- 企業意識の啓発等を通じて街並みにふさわしくない大規模な屋外広告物を抑制し、周辺との調和等、景観形成を考慮した配慮を求めていく。
- 事業者においては、室内から掲示する広告物も含めて彩度が高い派手な色使いを避ける。



(仙台市 宮城野通景観形成地区・広告物モデル地区)

(3) 建築物・工作物のルール

- 特に、歴史的資源を有する街並みにおいては、その周囲の建築物等の形態、色彩、デザインとの調和を図り、地域の歴史・文化的景観について、一体的な継承を促進していく。
- 景観形成の効果をより一層高めていくためには、相互の協調が重要であり、街区単位での景観に関する一定の土地利用規制（景観地区、景観協定など）の導入を検討するほか、各種の公的モデル事業や助成等の活用、公共事業との協働を促進していく。
- 周囲の景観や建築物の連続性に配慮した意匠形態とするほか、必要に応じて緑化などの修景を図る。
- 地域の伝統的な建築材料の活用を推進する。
- 空調設備の設置など、屋上空間についても景観への配慮を行う。

(4) 民間開発事業のルール

- 大規模施設については、景観に関する影響評価の実施などにより、環境保全を含めた周辺景観への影響を考慮する。
- 商業施設については、基本的な街づくりの一端を担うものであり、商店会等、地元レベルでの十分な合意形成の下に、にぎわいや落ち着きなどの演出に配慮する。
- 地域との調和を基本とした上で企業が発展していくことの重要性に理解を求めていく。
- 開発に当たっては、緑地の保全や必要な緑化に努める。



(大崎市 福沼地区)

(5) 景観資源保全のルール

- 自然の景観資源（山れい等の地形、天然林等の森林景観、河川景観、海岸景観、動植物相等）や歴史・文化的景観資源（建築物、工作物等）の保全に努める。特に地域のランドマークとなっている景観資源については、積極的にその保全に努める。



(丸森町 沢尻の棚田)

(6) 生活行動等のルール

- 景観を阻害する要因となる落書き、古タイヤのたい積、放置自転車の防止を積極的に呼びかけるなど、マナーの向上を図る。
- 身近な景観阻害要因である散乱ゴミ等については、空き缶類等についての分別回収など、リサイクルに関する制度整備と併せて、美化活動の推進やPR活動による人々の意識の高揚、マナーの向上を図っていく。
- 団地や住宅地などでは、生け垣づくりや緑地協定によって住環境に潤いのある景観を形成していく。



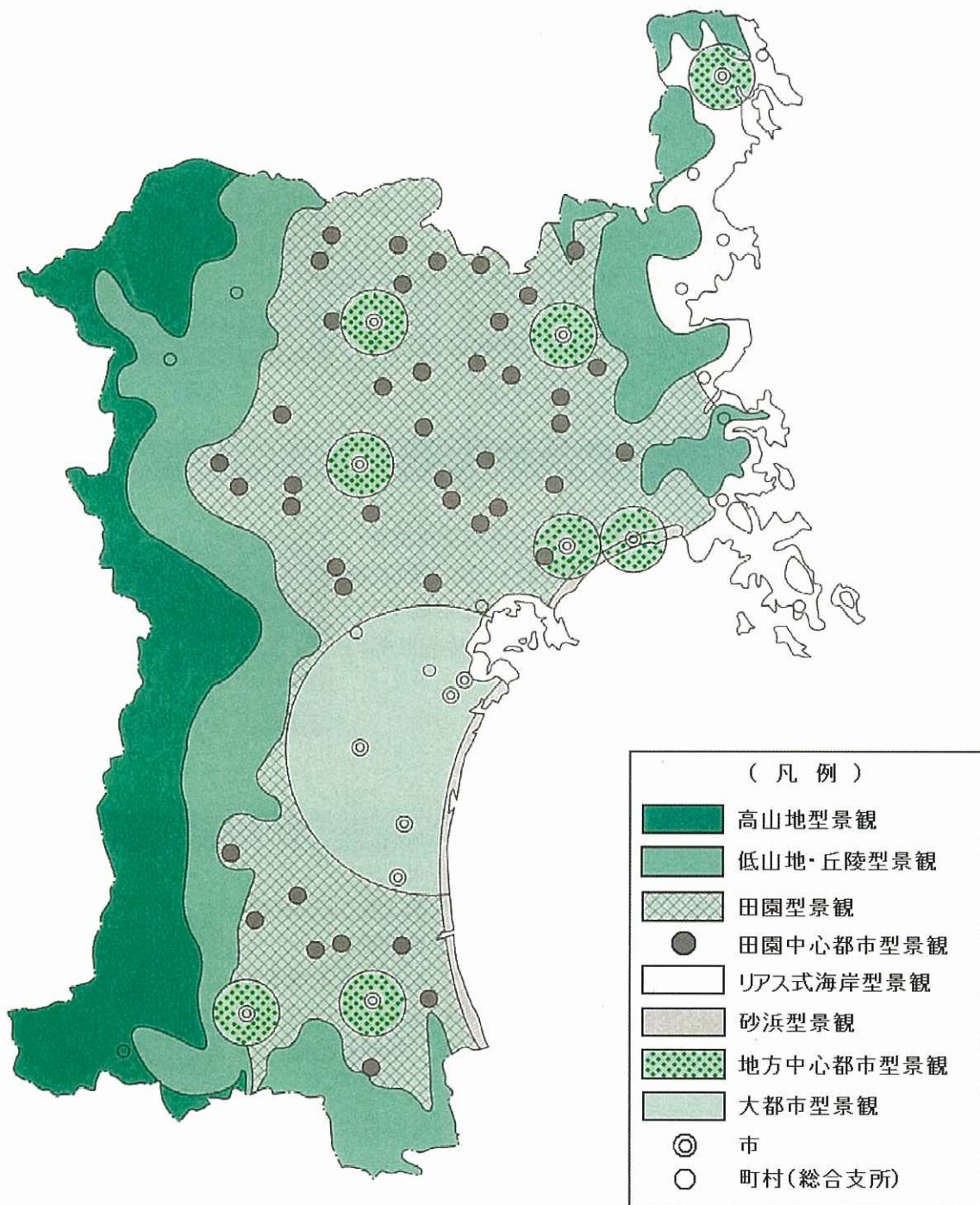
(ボランティアによる清掃活動)

4 地域ごとの景観形成の考え方

(1) 県土の地域分類

前項までに示したとおり、県土の景観をマクロな観点で見た場合、大きく「山地景観」「平野景観」「海岸景観」「都市景観」という4区分の類型に大別することができる。

ここでは地域の特性などを考慮して、次に示すような、更に細分化した景観類型を設定し、その景観類型に応じて個々の地域を包括する景観形成上の配慮事項（視点）を参考として例示している。



《県土の地域分類》

主な景観区分	景観類型	対象範囲	景観概況
イ 山地景観	高山地型景観	高山帯や亜高山帯の植生が出現する山地及びその山ろく部、独立峰など、おおむね標高500m以上の地区	高山帯、亜高山帯植生に覆われた自然度の高い山地景観であり、1,000mを越す山頂はランドマークとして遠望される。 1,000m未満の山地も信仰の対象となったり、地域のシンボルとして、存在感を強く持つことが多い。
	低山地・丘陵型景観	高山地地区の周囲に広がるいわゆる里山を中心としたおおむね標高200m以上の地区	人と山との接点となってきた地区で、いわゆる山村文化の中心となってきた。平野部の中に独立した低山地丘陵として地域の人々に親しまれてきたところもある。
ロ 平野景観	田園型景観	広い水田を中心とする田園地帯で、大河川を地形の主軸とした低い丘陵地を含む地区	山地景観を背景として、広い水田の中に民家や屋敷林が点在した田園景観を見せる。ごく低い丘陵を背に民家があり、前には小河川と耕地が広がるような日本のふるさと景観のモデルといえるところもある。
	田園中心都市型景観	田園地帯に点在する都市で地域における行政の中心となっている地区	それぞれに成り立ちの歴史を持った、いわゆるローカルカラーを感じさせるところで、局地的には人口密度も高い。 各地区の市場的なにぎわいそれに応じたまちの姿をみせている。
ハ 海岸景観	リアス式海岸型景観	松島湾を含めた主として石巻以北の海岸部でリアス式の海岸線を持つ地区	日本三景の一つである松島と、主に北部の複雑に変化する海岸線と漁港、わずかな平地に形成される集落や耕作地などからなる景観が特色となっている。
	砂浜型景観	主として石巻以南の海岸部で、フラットな砂浜海岸を持つ地区	仙台港などの港湾も立地するが、大部分は砂浜と防潮林の緑が続き、小規模な漁港がアクセントになっている。
ニ 都市景観	地方中心都市型景観	地域の行政や商・工・流通経済など、各地域の中核となる都市を中心とする地区	城下町や港町などその成り立ちは異なるが、中規模の商業地の周辺を家屋が低い密度で取り囲み、比較的低い家並みによってスカイラインが形成されている。
	大都市圏型景観	仙台市街地を中心とする高密な都市域、及び仙台市を囲む市街地や交通幹線軸などからなる地区	仙台市街地は大規模な商業・流通業務系の建物が形成する都市景観を見せ、独自の条例や計画に基づく景観施策等も行われている。 仙台市を囲む都市も、仙台都市圏としての広域的構成を持ちながらも各々の成り立ちの歴史は異なり、各都市の個性との間で二つの表情を持っている。

(2) 地域分類別の景観形成の考え方

主な景観区分	景観類型	対象範囲
山地景観	高山地型景観	高山帯や亜高山帯の植生が出現する山地及びその山ろく部、独立峰など、おおむね標高500m以上の地区

位置	景観特性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高山帯、亜高山帯植生におおわれた自然度の高い山地景観であり、宮城県の西部、奥羽山脈の骨格的な部分でもある。 ◆ 高山植物や湿原、ブナ林などの植物、地形などが一体となった自然景観が展開されている。 ◆ 山ろく部の低山地と一体となり、県を代表する雄大な景観を形成し、平野部からはランドマーク又は信仰の山として望まれる。 ◆ 視点口にあたるエリアは、国定又は県立の自然公園の指定のなされているエリアが多い。 ◆ 山腹部にスキー場やキャンプ場等のレクリエーション施設が立地している。
基本となる視点	景観構造模式図
<p>イ 地域全体の視点 山ろく部に展開するレクリエーション施設、高原集落地など、人間の生活に関連するエリアからの遠望としての視点。また、他の領域から山頂（ピーク）を望む更に遠い視点も考慮する。</p> <p>ロ 個々の視点 湿原や沼、道路施設、レクリエーション施設などを近景として意識する視点</p>	

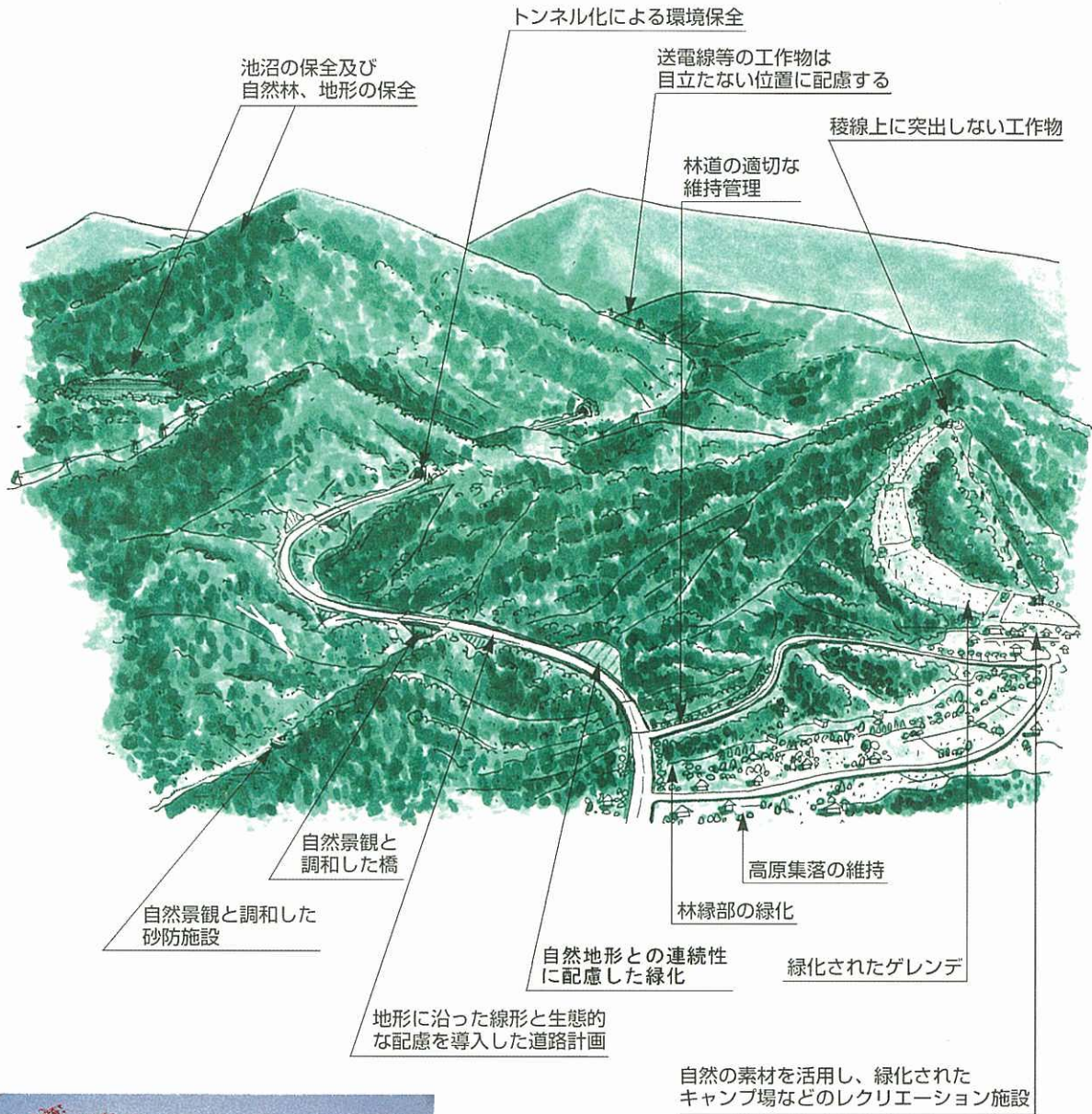
景観形成の方向

- ◎ 動植物や地形など自然環境全般を保全する。
- ◎ 山容を望む眺望の阻害を避ける。
- ◎ 各種行為は自然景観の保全上、必要最小限のものにとどめる。また、自然景観と調和する素材、デザイン、色彩とする。

景観形成上の配慮事項

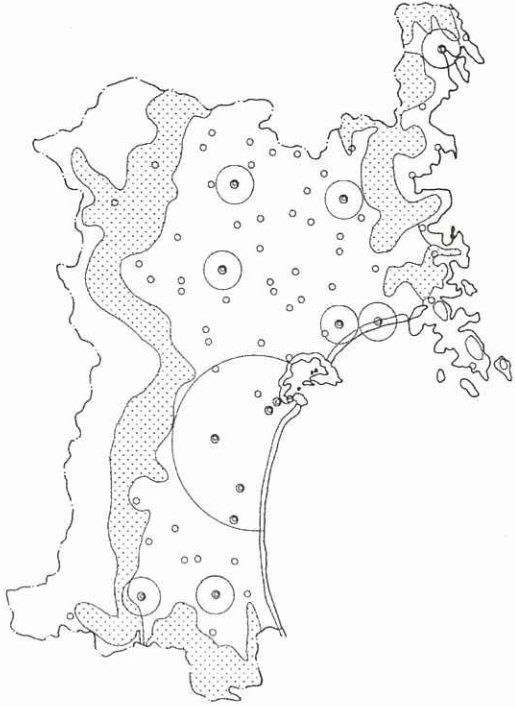

景観要素	地域全体の視点	個々の視点
自然林, 山岳	<ul style="list-style-type: none"> ● ブナ林など豊かな生態系を包含する多様な自然の景観とそれを支える地形の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形改変や生物への影響のある行為はできる限り避ける。
土砂等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ● 山稜線の変化, 眺望上の支障を伴う大規模な景観変化行為を抑制するとともに, 発生した採取跡地は緑化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系への影響に配慮し, 大規模な環境変化は避ける。
道路, 林道	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形の改変を最小限とする線形とし, また, 長大法面の発生を避け, 発生した法面は自然地形との連続性に配慮した緑化を検討する。 ● 適切な維持管理に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 付帯施設は周辺の景観や生物環境との調和を図る。
河川, 水辺	<ul style="list-style-type: none"> ● 溪流環境の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観と調和し, 生態系に配慮した砂防設備等とする。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然景観と調和する構造, 色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 橋上又は橋つめ等からの展望ができる施設を設けるなど, 視点場としての活用を図る。
建築物, 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ● 眺望におけるスカイラインを切らない位置, 林地の樹冠から突出しない高さの設定, 森林部を残すなどの点に十分配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然の素材を用いることや, 色彩・形態, 建築物の配置に配慮し, 周囲の景観と調和したものとする。
レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ● スキー場など大規模なレクリエーション施設の緑化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設周辺は既存の植生に合わせた緑化を行う。特に林縁部については十分配慮する。
農林施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 林業振興等による森林や高原集落の維持保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放置林や荒廃地の発生を防止する。

《 高山地型景観 》



(七ヶ宿町 蔵王山と長老湖)

主な景観区分	景観類型	対象範囲
山地景観	低山地・丘陵型景観	高山地地区の周囲に広がる、いわゆる里山を中心としたおおむね標高200m以上の地区

位置	景観特性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主としてスギの植林や落葉樹林におおわれた人里近い山地、丘陵地の景観 ◆ 谷あいには連続する小規模な水田等の農地と集落が、山をバックに景観を形成している。 ◆ 北上山地南端に位置する山地群は、平野部から独立した山群として認識され、信仰の山や海岸との交流の峠として、人々の生活上の係わりが深い。また、独特の植物相やイヌワシの生息地があるなど特徴的である。 ◆ 平野に接する部分では、これらの外部類型における背景として重要な役割を果たしている。
基本となる視点	景観構造模式図
<p>イ 地域全体の視点 平野部との接点付近から、高山地の稜線を背景としながら意識される視点と、北上山系のように低いながらも独立した山容を意識させる視点のふたつがある。</p> <p>ロ 個々の視点 集落や樹林、工作物などを近景として意識する視点 人間の生活エリアでもあり様々な要素が意識される。</p>	

山地景観	低山地・丘陵型景観
------	-----------

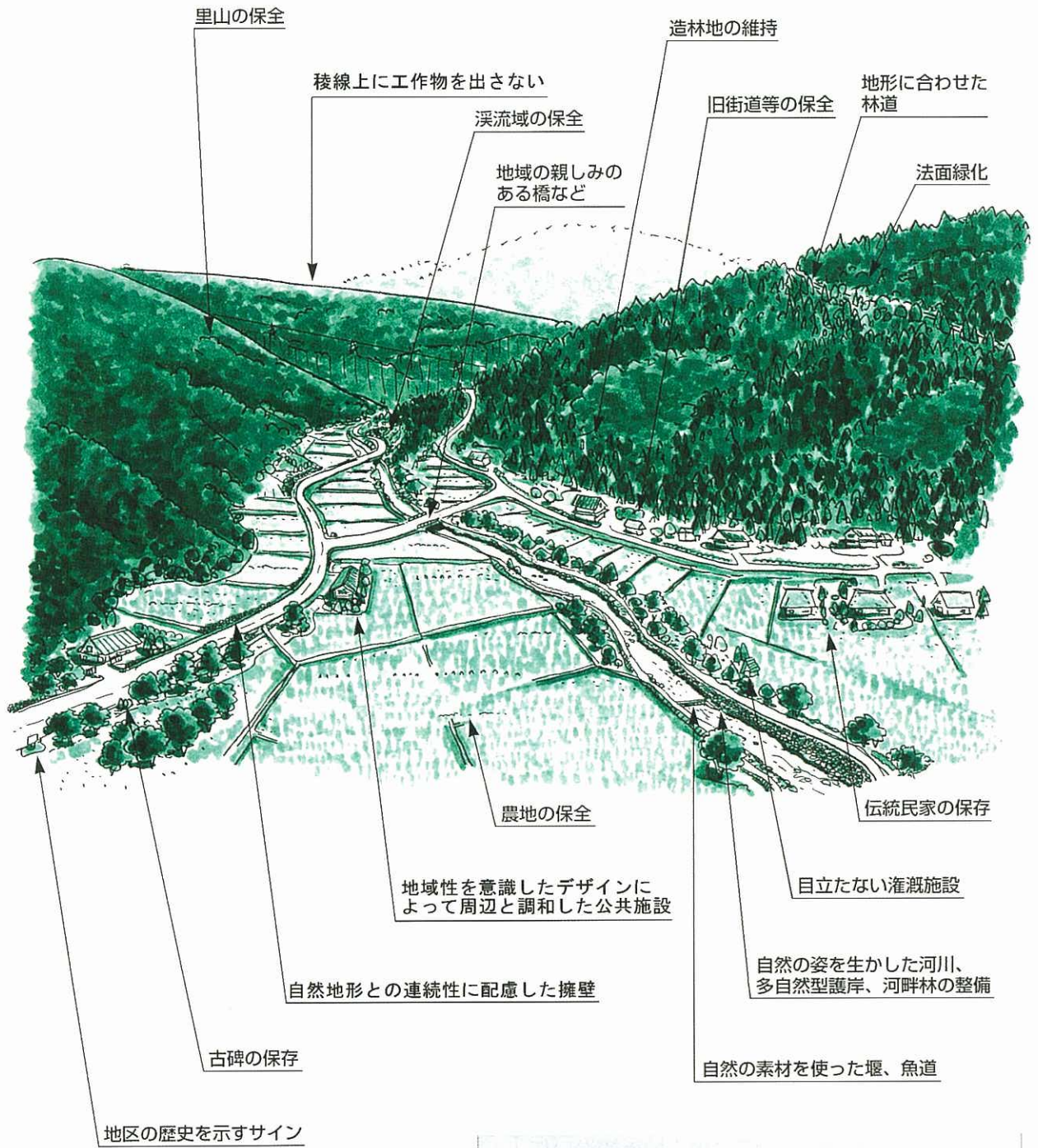
景観形成の方向

- ◎ 低山，森林，小川，農地などで構成される山村景観を維持・保全する。
- ◎ 自然林・二次林・人工林などによって構成される森林景観を保全する。
- ◎ 他の景観類型（特に平野部）から見て目立つ接点部分における地形，植生を保全する。

景観形成上の配慮事項

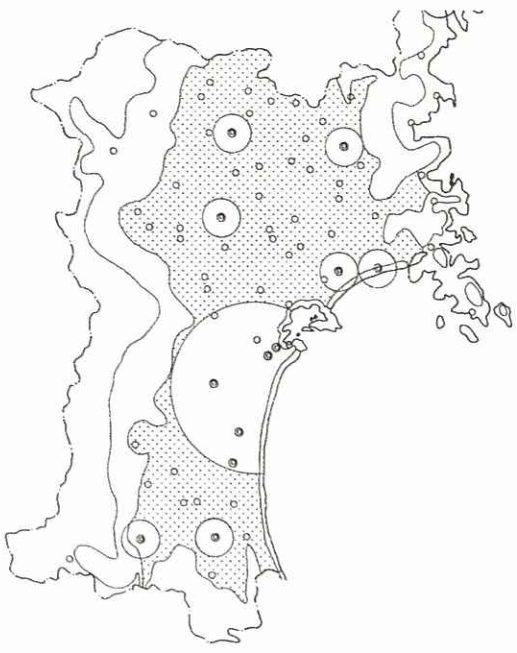
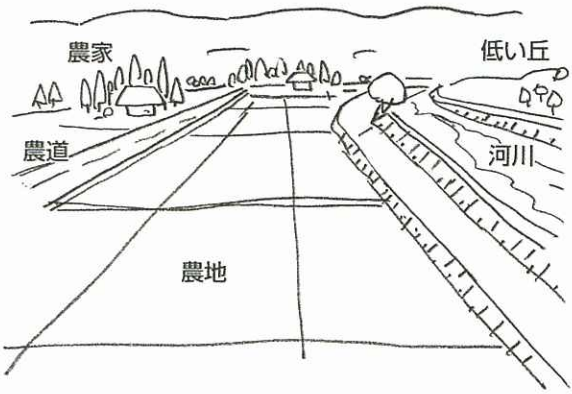
景観要素	地域全体の視点	個々の視点
森林	<ul style="list-style-type: none"> ● 台地や低地から良く見える斜面の森林の保全に努める。 ● 良好な森林景観を保全するため，地域の活性化とも関連づけて，森林の適切な維持管理を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 植林地の間伐，下刈り等，維持管理を促進する。 ● 切土が発生する場合には，できる限り緑化に努める。
土砂等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ● 山稜線の変化，眺望上の支障を伴う大規模な景観変化行為を抑制するとともに，発生した採取跡地は緑化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系への影響に配慮し，大規模な環境変化は避ける。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路設計に当たっては，地域景観に与える影響を配慮した線形とする。また，法面の緑化などにより，周辺環境と調和したものとする。 ● 歴史的街道や旧道の雰囲気を残す。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造物は，周辺環境との調和を図るため，シンプルな形態にするとともに，植栽や表面処理により目立たないものにする。 ● 道しるべや古碑など，歴史を伝えるものの活用を図る。
河川，水辺	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川や水辺は自然の姿を可能な限りとどめ，生物保護とともにふるさとの原風景のひとつとして保全，活用する。 ● 湖沼，湿地の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観と調和し，生態系に配慮した砂防設備等とする。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の景観と調和する構造，色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の素材をさりげなく用いるなど，地域性を意識したデザインを検討する。
建築物，工作物	<ul style="list-style-type: none"> ● できる限り集中した配置を避けるとともに，展望を妨げない設置位置，隣地の樹冠から突出しない高さの設定に十分配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的な形態への誘導や自然素材の使用，色彩への配慮など，周囲の景観と調和するものとする。また，既存樹林は極力保全するよう配慮する。
農林施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 林道整備では，できる限り地形に合わせたものとし，発生した法面は緑化を検討する。また，適切な維持管理に努める。 ● 中山間地の農地保全による山村景観の維持を図る。 ● 各種行為ではできる限り緑化を検討するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 林道沿いに現れる法面については，周辺植生を考慮した修景を図り，自然との連続性確保に努める。 ● かんがい施設などの農業施設については，素材，形態，色彩などが周囲の景観と調和したものとする。 ● 既存の植生と合わせた種類を使用した緑化を検討する。

≪ 低山地・丘陵型景観 ≫



(蔵王町 蔵王山と水田)

主な景観区分	景観類型	対象範囲
平野景観	田園型景観	広い水田を中心とする田園地帯で、大川を地形の主軸とした低い丘陵地を含む地区

位置	景観特性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 北上川，鳴瀬川，阿武隈川水系を軸として形成される低地平野に広がる水田と，その中の残丘や浜堤などに見られる雑木林，屋敷林に囲まれた民家，集落からなる景観で，宮城のふるさと景観を代表するひとつと言える。 ◆ おおむね街道に沿って線，面状に集落が形成されている。 ◆ 遠方の山稜線（高山地）が常に背景として意識され，水平方向の大きなスケール感を視覚的に引きしめている。 ◆ 農業農村整備が行われ，整然と大区画化された水田が広がっているところも多い。 ◆ 県北部を中心に，伊豆沼・内沼など大面積の沼が点在し，生態学的にも重要なところとなっている。
基本となる視点	景観構造模式図
<p>イ 地域全体の視点 背景の高山地を意識しつつ，河川や広い田園と屋敷林の構成する景観を見る視点</p> <p>ロ 個々の視点 伝統的な民家のたたずまいや，旧街道沿いに点在する風物を見る視点</p>	

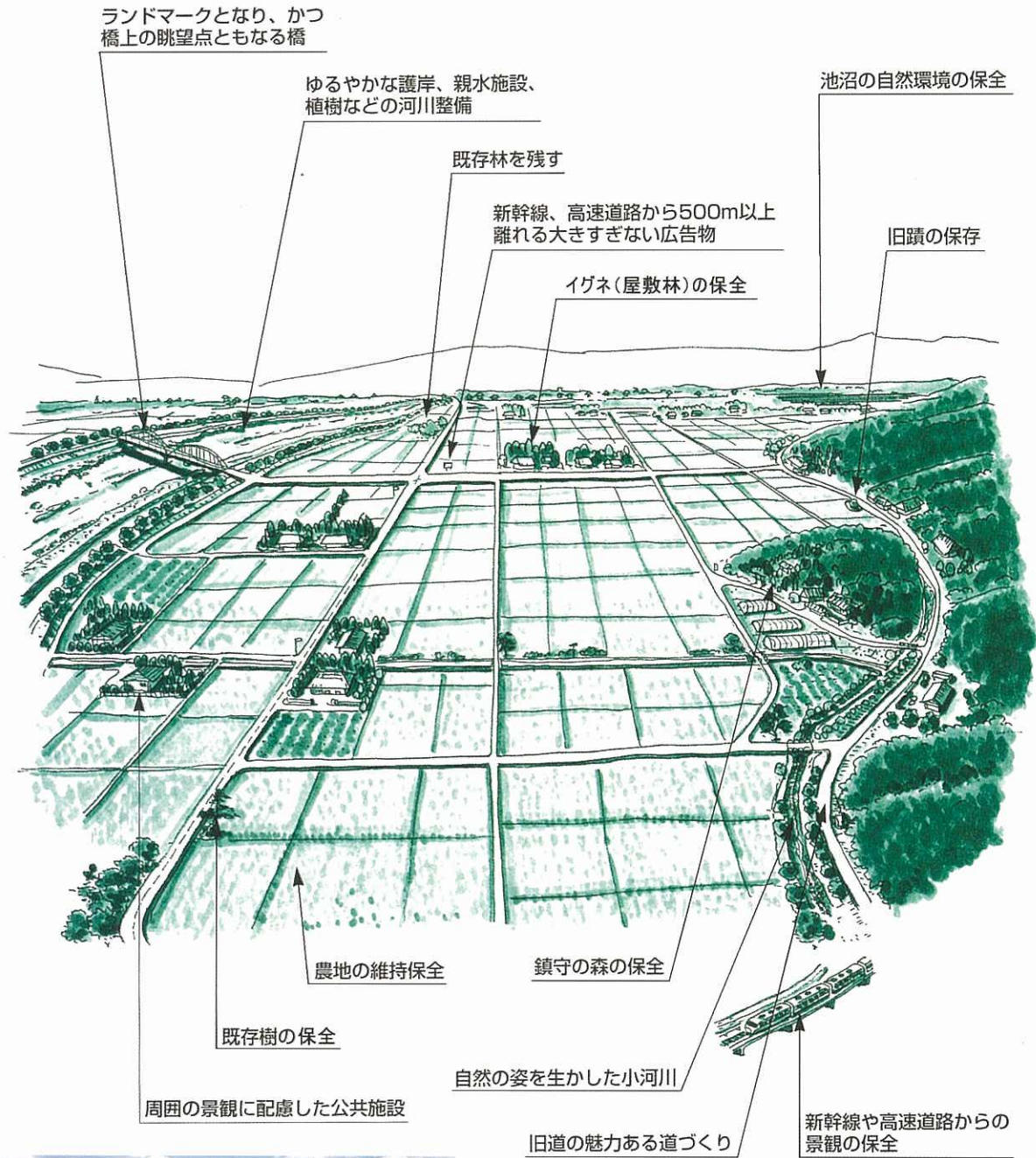
景観形成の方向

- ◎ 宮城らしさのひとつの典型である、自然と調和し、地域の特徴が生かされた統一感のある伝統的な田園景観の姿を維持・保全する。
- ◎ 歴史的な道、水路、遺跡等を景観資源として保全、活用する。
- ◎ 多様な動植物の生息・生育する河川、池沼、里山等の環境を保全する。
- ◎ 景観法に基づく「景観農業振興地域整備計画」を活用し、地域の土地利用の在り方について合意形成を行う。

景観形成上の配慮事項

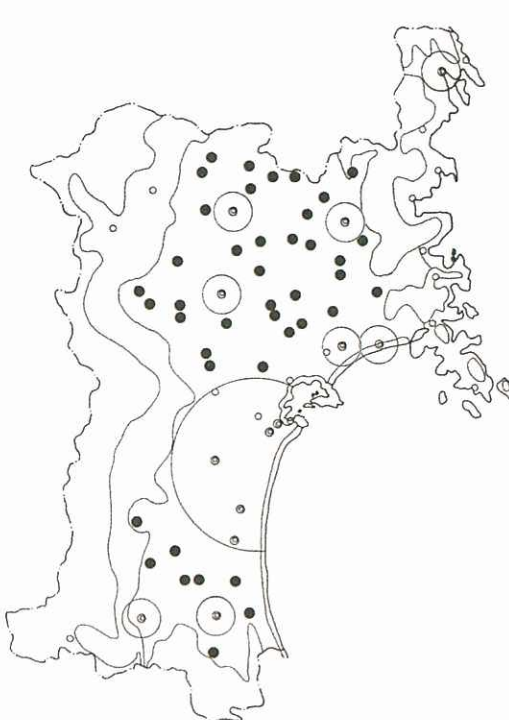
景観要素	地域全体の視点	個々の視点
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史ある道の伝承や事蹟を生かした魅力ある道づくりを行う。 ● ランドマークやアイストップとなるものを生かし、変化ある道路整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一里塚や石碑、神社などを景観的に生かす計画を進める。 ● 植樹や既存樹、サインなどの効果的活用により、視覚的な変化を構成する。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然の河川のもつ構造的かつ生態的多様性を尊重し、水環境の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 瀬や淵の保全再生や自然石、植生の活用を図り、親水性の向上等を進める。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のランドマークとして、デザイン・色彩に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 橋又は橋つめ等を眺望点として活用する。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の伝統的な形態への配慮とともに、水平線を基調とする田園景観から突出しないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の木造家屋群の伝統的な姿を尊重し、可能な限りその形、素材、色彩等の継承に努める。また、田園景観に配慮した植樹を進める。
農業施設	<ul style="list-style-type: none"> ● ほ場整備等に当たっては、農業生産や農村生活基盤等の機能向上を図るとともに、景観の保全、形成を含めた環境への配慮を検討する。 ● 各施設の設置及び維持に当たっては、田園景観の維持、向上に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置に当たっては周辺景観との調和につとめる。 ● かんがい施設や農道及び農地等の適切な維持に努める。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観阻害要因とならないように配慮する。 ● 新幹線、高速道路沿線の規制を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 展望を阻害しない形態、田園と調和する色彩等の配慮を求める。 ● 沿線500m以内は設置禁止とする。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ● 水平基調を阻害しない形態とするよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 突出する場合は、植樹等により可能な限り違和感の解消に努める。
近郊丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠景を構成する緑として、開発の抑制や適切な維持管理を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地環境保全地域、風致地区等により身近な緑地として保全を図る。
社寺林	<ul style="list-style-type: none"> ● ランドマークとなる鎮守の森の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 古木の維持保全等を促進する。
林地	<ul style="list-style-type: none"> ● 点在する里山の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋敷林や既存樹、塚などの保全を図る。
水辺	<ul style="list-style-type: none"> ● 池、沼の自然環境の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 渡り鳥の保護、水質の改善等を進める。

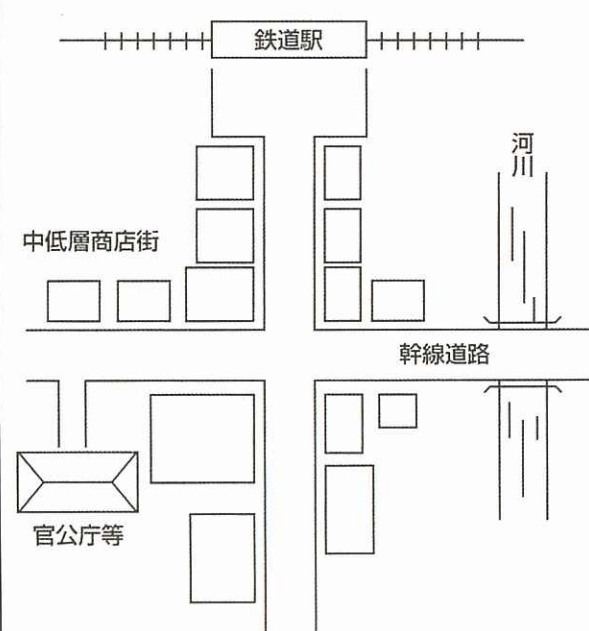
《 田園型景観 》



(大和町 セツ森と水田)

主な景観区分	景観類型	対象範囲
平野景観	田園中心都市型景観	田園地帯に点在する都市で、地域の商・行政の中心となっている地区

位置	景観特性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 旧町村の役場や交通拠点を核にして成立している商業、業務の一定の集積地で、主要道路に沿っていることが多い。また、大規模な河川沿いにあることも多い。 ◆ 中低層の店舗兼用住宅や官庁施設とともに、一般の住宅も混在し、小規模ながら一定の密度を保っている。 ◆ 歴史的建造物を積極的に生かして、景観の核としているところもある。

基本となる視点	景観構造模式図
<p>イ 地域全体の視点 まちの中へ入って街並みとして認識する遠景と近景の中間的視点</p> <p>ロ 個々の視点 景観構成要素各々を認識する近い視点</p>	 <p>鉄道駅</p> <p>中低層商店街</p> <p>河川</p> <p>幹線道路</p> <p>官公庁等</p>

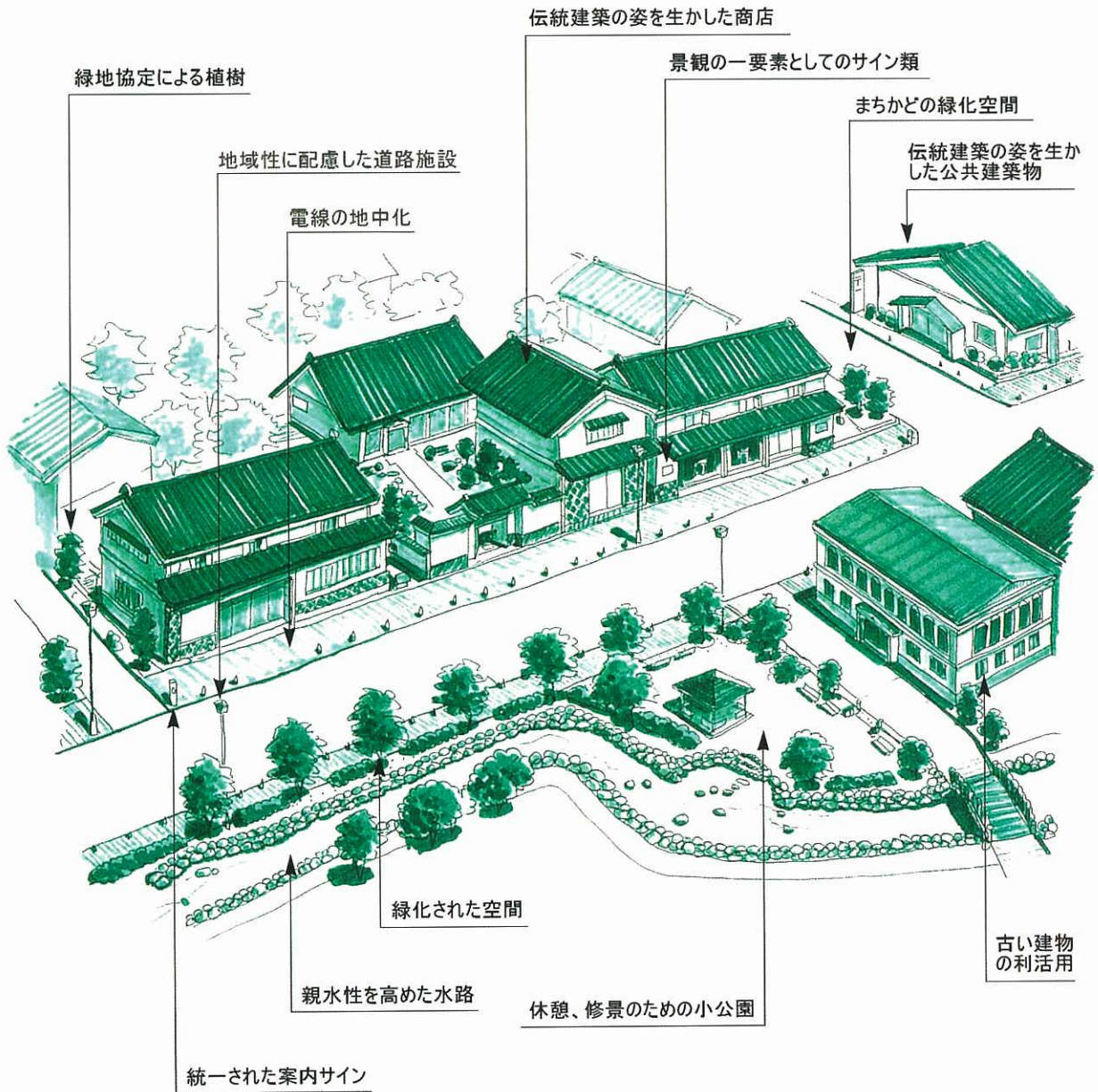
景観形成の方向

- ◎ まちの歴史を伝える事蹟や伝承をまちづくりの個性として活用し、施設のデザインに生かすよう努める。
- ◎ まちとその周辺の農村環境等が調和するよう、統一感を持った整備を行う。
- ◎ 景観法の活用や景観条例の整備により、個性ある街並み景観へと誘導する。
- ◎ 住民自らの行動で、街並みの美化や景観形成を進められる環境を整える。
- ◎ まちづくりを事業者と協力してできる仕組みをつくる。

景観形成上の配慮事項

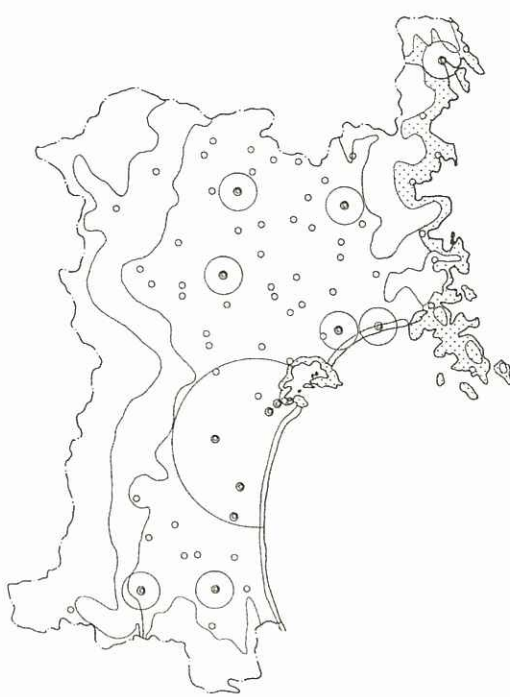
景観要素	地域全体の視点	個々の視点
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の山々への眺望や寺社の社、歴史的建造物などのランドマークとなるものを生かし、変化のある道路整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 舗装材の選択から照明灯やストリートファニチュア等の小物に至るまで、統一された質の高いデザインの導入を進める。
河川、水路	<ul style="list-style-type: none"> ● まちの中を流れる歴史的河川、水路を景観要素として活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 親水性や歴史的由緒を考慮し、機能を保ちながら水と緑の潤いのある河川空間づくりを進める。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ● 間接的に地域性が感じられる質の高いデザインの導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域性のある素材をさりげなく用いるなど、味わいある橋りょうづくりを進める。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● まちの伝統的な建築形態を取り入れるなどにより、個性ある街並みの形成をはかる。特に公共建築物は、その範となるように努める。 ● 景観法の活用や景観条例整備により、民間の建物についても積極的な誘導を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 蔵づくりや伝統木造などの伝統的構造をとり入れる。 ● 塀や門等の工作物についても、周辺の風景に十分な配慮を加えたものにする。
標識、サイン類	<ul style="list-style-type: none"> ● まちの個性にあわせ、景観形成に寄与するデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 見て楽しめる、また、分かりやすいサインとする。
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的な緑化による緑豊かなまちづくりを促進する。 ● 住民参加等により、まちの景観向上を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園緑地整備や公共施設、道路の緑化を検討する。 ● 緑地協定や花いっぱい運動などを促進する。

≪ 田園中心都市型景観 ≫



(登米市 寺池地区の街並み)

主な景観区分	景観類型	対象範囲
海岸景観	リアス式海岸型景観	松島湾を含めた主として石巻以北の海岸部で、リアス式の海岸線を持つ地区

位置	景観特性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いわゆるリアス式海岸の姿を見せて切り立つ崖や、複雑に変化する海岸線と漁港、わずかな平坦地に形成される集落や農地から成る。 ◆ 入江は各々天然の良港となり、大は気仙沼港から様々なスケールを持ちながら、多数の漁港が特色ある景観を形成している。 ◆ 集落地以外の海岸部はクロマツを中心とする自然度の高い植物相を見せ、また、暖流の影響で暖地性の植物群落の発達が見られる。(ツバキ、タブ等) <p>〈松島〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大小230程の島々が松島湾内に浮かぶ多島海景観は、宮城県第一の観光地として内外に著名である。 ◆ 文学史的にみちのく歌枕として名高く、西行戻しの松や奥の細道の事蹟としても著名である。
基本となる視点	景観構造模式図
<p>イ 地域全体の視点 海を背景として海岸線の地形、植物、集落などで構成される景観を認識する視点 その他特殊な視点として、船の上から海岸を見る視点もある。</p> <p>ロ 個々の視点 海岸特有の植物や、漁村のたたずまいなどを見る視点。また、松島では、特に各種の観光施設が意識される視点</p>	 <p>低山地 集落(漁村) 小漁港 起伏、曲折の多い道</p>

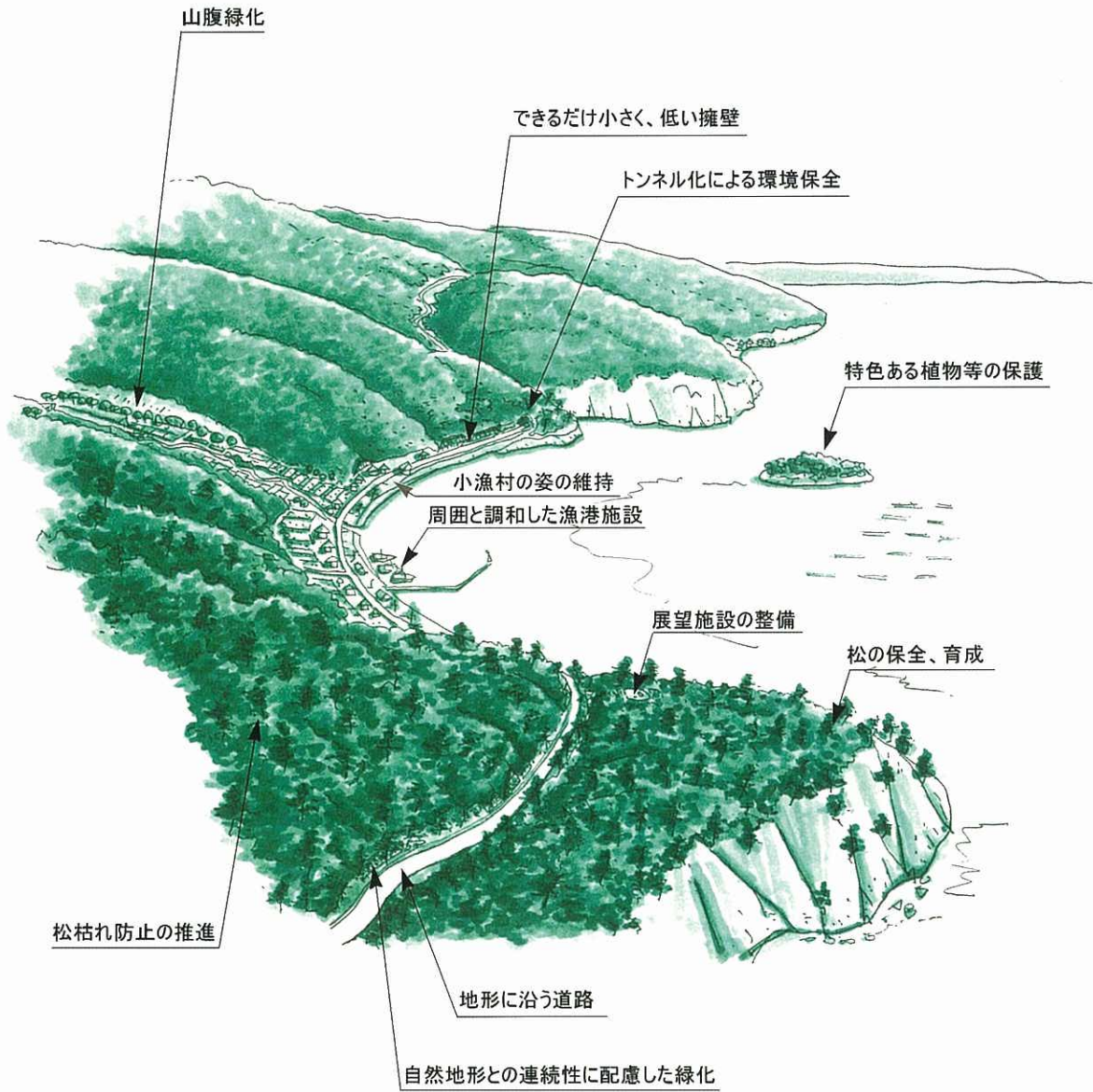
景観形成の方向

- ◎ 地形と植物による自然の海岸景観を保全する。
- ◎ 建築物、工作物等の設置については、自然環境の保全も含めた配慮を行う。
- ◎ 船や番屋等の漁村の伝統的な形態を生かした魅力ある漁村景観の形成に努める。
- ◎ 松島の景観を形成する現在の自然、歴史的景観を可能な限り保全する。
- ◎ まちのデザインに松島の歴史的事蹟を生かしていく。

景観形成上の配慮事項

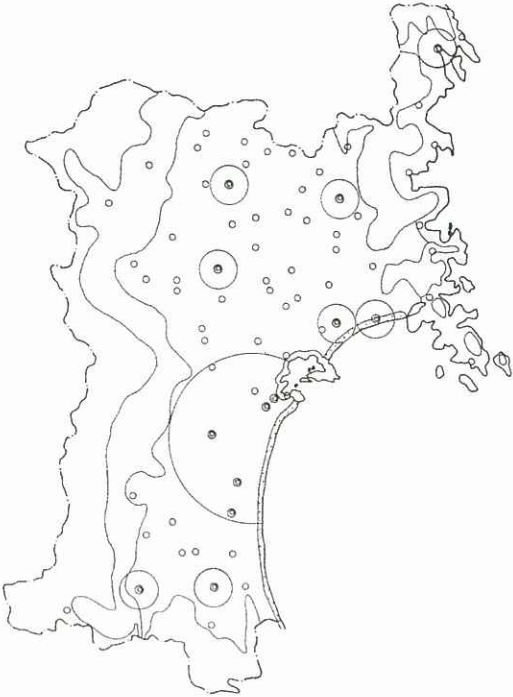
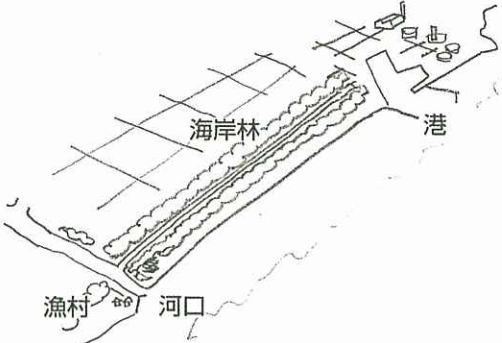
景観要素	地域全体の視点	個々の視点
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形にあわせた路線計画により、地形の改変をできる限り避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生した法面の緑化を検討する。 ● トンネル化などの対応を図る。
河川, 砂防, 防災, 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然景観を保全する砂防施設とする。 ● 防災擁壁など大きな法面の場合、景観的な配慮から緑化が可能となる計画を行う。 ● 各種行為では、不自然にならない範囲でできる限り緑化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観と調和し、生態系に配慮した砂防設備等とする。また、崩壊地への植樹等の山腹工等を行う。 ● 発生した法面は、自然地形との連続性に配慮した緑化を検討する。
建築物, 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ● できる限り集中した配置を避けるとともに、特に岬部分では、岬の先端部や稜線上を避ける。民間建築物についても同様の配慮を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存植生と合った樹種を使用する。 ● できる限り既存樹林を残すとともに、周囲と調和するよう素材、形態、色彩への配慮を加えたものとする。
標識, サイン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 松島など優れた景勝地では、海からの景観阻害要因の発生を防止する。 ● 周囲との調和の中で目的を果たせるような形態、色彩への配慮を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 松島では、より低く、より地味になるような配慮、誘導を行う。 ● 特に松島では、国際的観光地にふさわしい質、内容のものとする。
漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能とともに周囲の景観への配慮を加えたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防波堤や漁業倉庫等の施設は、漁村や周辺の自然景観と調和するようにその形態、色彩を考慮したものとする。
林地	<ul style="list-style-type: none"> ● 汀線部とその背後の緑を形成する自然林の保全を図る。 ● 背後の低山地地域への植林活動の支援や森林管理の促進等による景観、水質や生物環境の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 松くい虫の防除や植林、育成などの松枯れ対策を広域的に進める。 ● シイやタブ等、特有の植物群落を保全する。
土砂等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸景観の変化、眺望上の支障を伴う大規模な景観変化行為を抑制するとともに、発生した採取跡地は緑化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系への影響に配慮し、大規模な環境変化は避ける。
公園・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 広い視点で景観を認識できる場を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮しながら、休憩施設や展望施設の整備を進める。
歴史的建造物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史を生かしたまちづくりを進める。 ● 歴史的建造物や事蹟を景観資源として活用し、魅力あるまちづくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 五大堂などの建造物、歌枕の樹木や碑などを保全、活用する。

《リアス式海岸型景観》



(石巻市 月の浦)

主な景観区分	景観類型	対象範囲
海岸景観	砂浜型景観	主として石巻以南の海岸部でフラットな砂浜海岸を持つ地区。その一部に仙台港などの港湾を含む。

位置	景観特性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ゆるやかな円弧を描く砂浜と、内陸側のクロマツを主とする防風林を伴い、水平線が強調される単調かつ広いスケール感が特徴となる。 ◆ 石巻から岩沼までの貞山運河（※）が、江戸時代から明治に至るまで掘削され、石組みの護岸堤や松並木などが歴史の跡をとどめている。 ◆ 石巻、仙台港などの工業・流通港湾が独特の景観を見せている。 ◆ ところどころに小規模な集落、漁港があり景観上のアクセントになっている。 ◆ 河口部に湿地や干潟が形成されているところもあり、渡り鳥の飛来地や魚類の稚魚などが生育する場所となっているほか、貴重な動植物の生育が認められるなど、生物環境的に特色を持っており、ヨシ原や干潮時に出現するクリーク等、景観も特徴的である。 <p>（※ここでは石巻から岩沼に至る一連の運河を「貞山運河」として総称する。）</p>
基本となる視点	景観構造模式図
<p>イ 地域全体の視点 港湾や砂浜等スケールの大きな景観を認識することが主となる視点</p> <p>ロ 個々の視点 貞山運河や集落、クロマツ林などを見る近い視点</p>	

海岸景観	砂浜型景観
------	-------

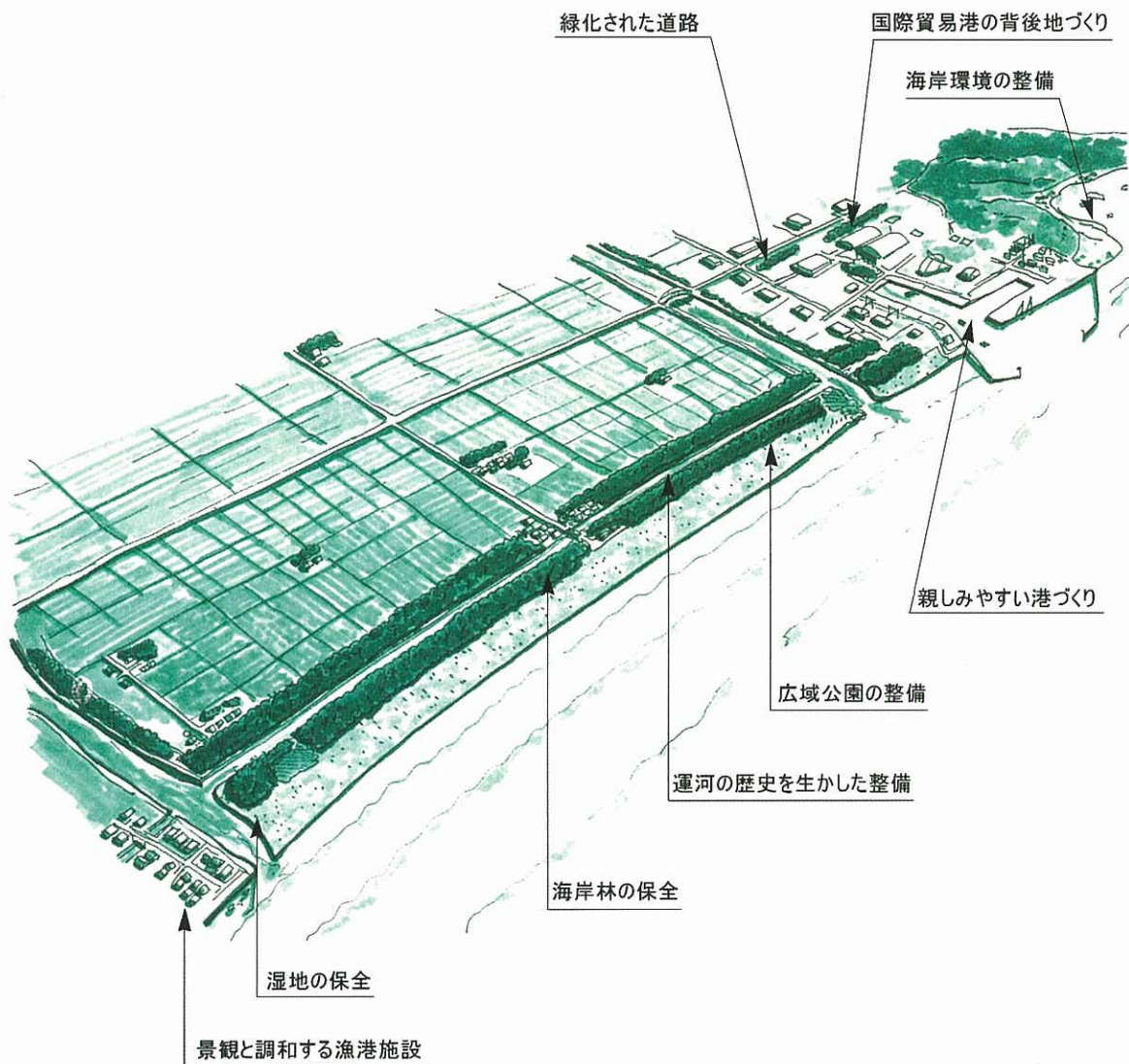
景観形成の方向

- ◎ 現在の海岸線の自然状況については、できる限り保全していく。
- ◎ 港湾のうち仙台港地区については、背後地の開発も含めて国際貿易港にふさわしい姿とする。また、他の港湾についても、海の玄関としての魅力ある景観形成を図る。
- ◎ 海岸沿いに続く貴重な水辺空間として運河を活用する。

景観形成上の配慮事項

景観要素	地域全体の視点	個々の視点
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 港の雰囲気を感じさせる、潤いのある道路景観づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海への眺望に配慮し、緑化、付帯施設も十分に景観的に配慮したものととして整備を進める。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ● 河口部における各河川特有の自然景観の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運河の歴史と姿を活用した景観形成を進める。 ● 地元産石材や間伐材を使った親水護岸、ポート遊び場、歴史的遺構の保全などを進める。 ● 河口部の自然に配慮した維持・整備を促進する。
公園、緑地	<ul style="list-style-type: none"> ● 海辺の自然環境の保全と、自然に親しむレクリエーション活動の場の整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域公園や海浜緑地等の整備を進める。
建築物、工作物	<ul style="list-style-type: none"> ● 水平を基調とする海岸景観から突出しないよう配慮する。民間施設においても同様の方向への誘導に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● できる限り高さを下げ、地味な色彩とする。また、集中配置をしない等の配慮を行う。 ● 極力既存樹林を残すとともに、海岸林を分断するような建築は避ける。
港湾、漁港	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能の整備、拡充とともに、親しみやすい港の環境づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園や遊歩道、展望施設等の整備を進める。 ● 旅客ターミナル等の整備を進める。 ● 漁港施設は周囲の景観と調和したものとする。
林地、湿地	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸林の保全・育成を図る。 ● 海岸の生物環境の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 松くい虫の防除や植林、育成などの松枯れ対策を広域的に進める。 ● 海岸林の伐採の抑制に努める。また、湿地や干潟の保全に努める。
水辺（海岸）	<ul style="list-style-type: none"> ● 砂浜の確保や、海に親しめる海岸環境づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 蒲生干潟や井戸浦などは、貴重な生態系を持つ地域であり、湿地や干潟の積極的な保全・再生に努める。 ● 遊歩道・昇降路・養浜等の整備や改良、松林の保全などを進める。

≪ 砂浜型景観 ≫



(岩沼市 貞山運河)

主な景観区分	景観類型	対象範囲
都市景観	地方中心都市型景観	地域の行政や商・工・流通経済など、各地域の中核となる都市を中心とする地区

位置	景観特性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 駅前や主要な街道沿いには、中高層の建築物があり、にぎわいを形成しているが、特に際立つ個性を見せるところは少ない。 ◆ 街道沿いに大型量販店やパチンコ店等の派手な店舗が目立つ。 ◆ 市街地の中心をとり囲むように、低層木造住宅が集積し、低いスカイラインを形成している。 ◆ 中心市街地に残る伝統的な建物や街並みは地域の歴史や個性を表すものとなっている。 ◆ 郊外部には田園や緑が残り、穏やかな景観をもつところが多い。
基本となる視点	景観構造模式図
<p>イ 地域全体の視点 城山や高台から市街地全体を認識する視点と、都市の中に立って街並みとして認識する視点の2種の視点をあわせて検討する。</p> <p>ロ 個々の視点 景観構成要素について、街並み的な視点も加えながら検討する。</p>	

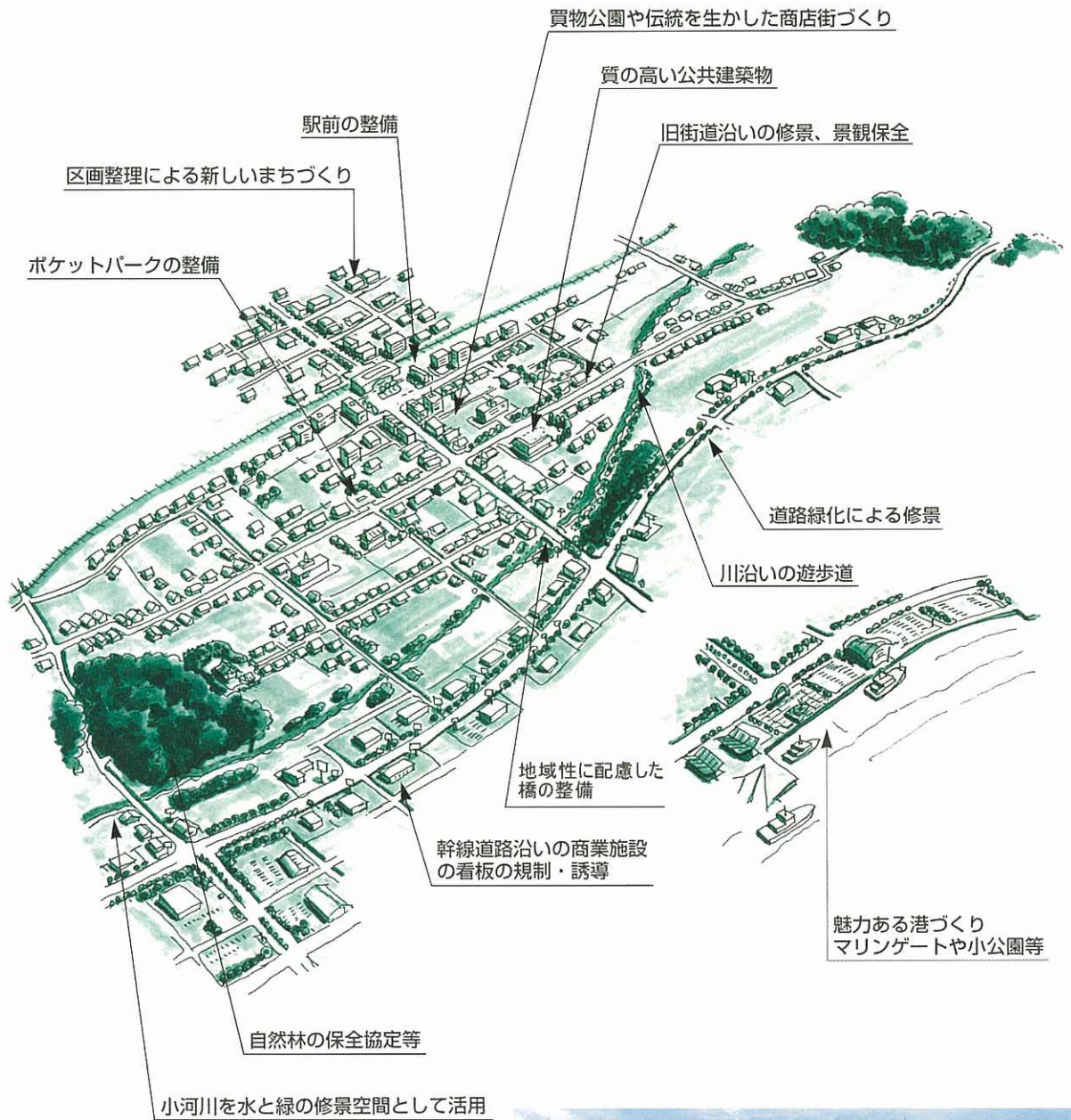
景観形成の方向

- ◎ 各地域における行政，経済の中心に相応しいグレードが感じられる都市施設整備を進める。
- ◎ 各々の都市の成り立ちの歴史・伝統を個性として表現できるまちづくりを促進する。
- ◎ 海，山など恵まれた自然を生かした景観形成を進める。
- ◎ 景観法の活用や景観条例の整備により，まちづくり支援制度の積極的な導入を図る。

景観形成上の配慮事項

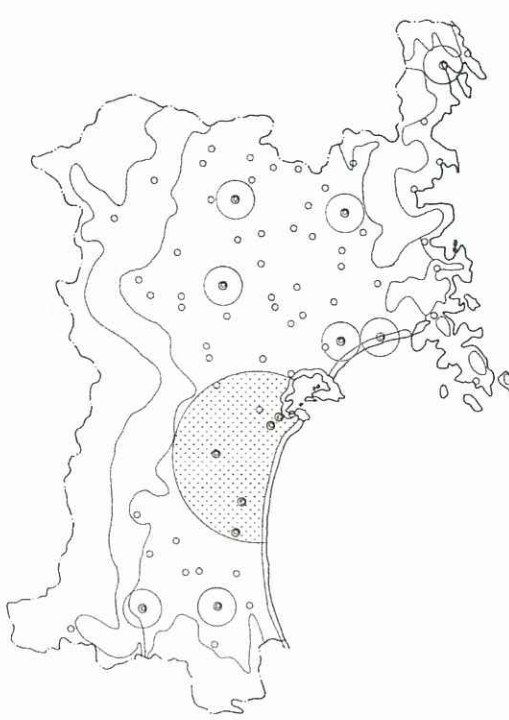

景観要素	地域全体の視点	個々の視点
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の山々への眺望や寺社の社，歴史的建造物などのランドマークとなるものを生かしながら，良好な街並み景観を誘導するような質の高い整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路緑化，美しい舗装，無電柱化等を進める。（景観重要公共施設）
河川，水路	<ul style="list-style-type: none"> ● 水と緑の潤いのある河川空間としての整備，活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 親水護岸，緑化，水質浄化等を進める。（景観重要公共施設）
公園，緑地	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑のポイントとしての整備を進める。 ● 市街地内外の良好な緑の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園や緑道の整備を進める。 ● 緑地協定等による保全を図る。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● 街並み景観のリード役として質の高いものとする。（公共建築物） ● 各種制度を活用した街並み景観への誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の個性を表現するようなデザインや素材等を取り入れる。 ● 景観重要建造物の保全，活用等を促進する。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ● 場所によってはまちのシンボルとなり，場所によってはさりげなくまちの個性を演出するような質の高いデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 橋上からの展望ができるような整備を図る。（景観重要公共施設）
市街地整備 標識，サイン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 魅力ある街並み整備を行う。 ● 色彩，素材等を街並みと調和するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共空間の確保や緑化修景等を検討する。 ● 分かりやすく美しい標識，サイン類の整備を進める。
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道駅を中心に，都市の玄関として美しく品格のある整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅前広場等の整備を進める。また，駅施設の美化等を促進する。
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ● 海からの玄関口として，魅力ある親水空間づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旅客ターミナルや緑地の整備を進める。（景観重要公共施設）
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 都会的センスのある魅力ある商店街づくりへと誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気のきいた商店建築や買物公園づくりを促進する。
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の個性に合った住宅づくりや住環境整備へと誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺環境と調和した住宅地づくりを進める。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例の遵守と，より良いものへの誘導を図る。 ● 特に郊外幹線道路沿いの景観に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ小さく穏やかなものへの誘導に努める。
歴史的建造物	<ul style="list-style-type: none"> ● まちの個性づくりの核として保全，活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺，旧家等を活用した個性ある景観づくりを進める。
放置自転車	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観維持，公共空間の維持等の点から対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐輪場の整備や条例等の制定による撤去等の対策を講じていく。

《地方中心都市型景観》



(石巻市 北上川河口)

主な景観区分	景観類型	対象範囲
都市景観	大都市圏型景観	仙台市街地を中心とする高密な都市域及び仙台市を囲む市街地や交通幹線軸などからなる地区

位置	景観特性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 仙台都市圏エリアを基本とするこのエリアは、仙台市街を中心し、交通幹線を軸として結びついて都市圏を形成しており、マクロ的な景観は同質の広がりを見せている。 ◆ 幹線道路沿いの商業業務地において、広告や土地利用形態の面で、景観上問題となる点も見られる。 ◆ 旧来からの市街地のほかに、新たな住宅団地が形成されて人口増加が進んでいるが、特に個性的な姿とはなっていない。 ◆ 多賀城が早くから開けた歴史を持つように、各市町村には各々歴史的な遺産が多くあり、それらを核としたまちづくりが進められている。
基本となる視点	景観構造模式図
<p>イ 地域全体の視点 高層ビルなどの高所から全体を見たり、展望のきくポイントから市街地や郊外部の丘陵地などを意識する視点やまちづくりの総論となる視点から検討する。</p> <p>ロ 個々の視点（街並みとしての視点） 大都市圏の市街地では、多様な景観要素が相互に影響しあって複雑な都市景観を形成していることが多く、ここでは街並みとしてある程度まとまった単位で全体を捉える視点を設定する。</p>	

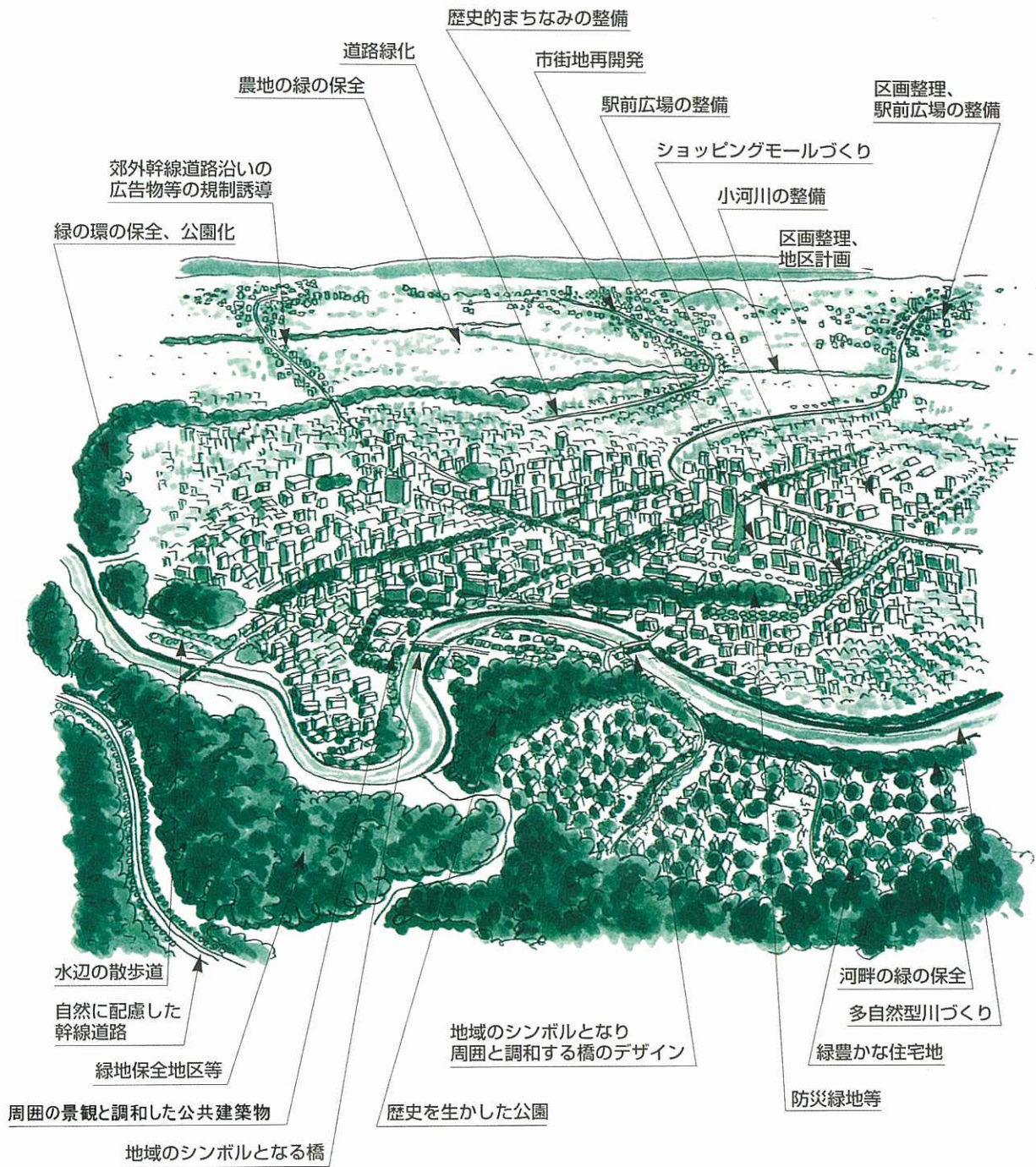
景観形成の方向

- ◎ 各地固有の歴史や個性を生かした都市景観整備を促進する。
- ◎ 大都市及び圏域の経済力を生かしたグレードの高い景観づくりを促進する。
- ◎ 景観法を活用する他、各種補助や支援制度又は条例・要綱等、制度面での整備を進める。
- ◎ 人が多く集まることから発生する阻害要因の排除に努める。

景観形成上の配慮事項

景観要素	地域全体の視点	個々の視点
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 街並みを連続させ、より良い街並みづくりを誘導する質の高い道路空間を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路緑化や質の高い舗装材の使用、無電柱化等（景観重要公共施設）
河川	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市に自然を取り戻す水と緑の快適空間としての整備を進めるとともに、水質の向上、水源の涵養に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川公園や親水施設の整備等（景観重要公共施設）
公園、緑地等	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の空間づくりや良好な既存林の保全により、都市に潤いとやすらぎの空間づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多自然型川づくり、アプトプログラム制度 ● 都市公園の整備を行う。 ● 壁面緑化等特殊空間の緑化を検討する。
近郊丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の背景となる緑として、開発の規制及び適切な維持管理を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地協定や緑地保全地域、風致地区等 ● 緑地環境保全地域、風致地区等
近郊住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ● 生け垣や庭の緑の保全などにより、快適な生活環境の創造に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地協定、建築協定、景観協定、ベランダ緑化等の推進
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能の高度化とあわせ、ゆとりと潤いある市街地の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地再開発事業
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間のモデルとなり得る質の高い優れたデザインをとり入れる。（公共建築物） ● 街並みづくりや歴史への配慮を加えるよう誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画、建築協定、景観協定、総合設計など各種制度の導入等によって、より良い建築物への誘導を図る。 ● 景観重要建造物の保全 ● 敷地内の樹木保存や緑化
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の玄関となる駅やその周辺、国際化の視点も加えた空港・港湾などを魅力ある都市空間として整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅前広場やバスプール、乗り場整備等。 ● 空港及び周辺の整備、緑化の検討等（景観重要公共施設） ● 港湾及び背後地の整備、緑化の検討
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 個性と魅力が高いレベルで調和した商店街づくりへの誘導を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ショッピングモール、買物公園等の整備
標識・サイン類	<ul style="list-style-type: none"> ● 街並みと調和する標識・サインあるいは屋外広告物への誘導を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県公共サイン設置指針案、広告物景観モデル地区等の活用
放置自転車	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観及び公共空間の維持保全の観点から駐輪対策を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐輪場の設置、条例等の制定による撤去対策等を進める。
散乱ゴミ	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観維持等の面から対策を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量化や環境美化運動の展開、不法投棄の監視等を進める。

《 大都市圏型景観 》



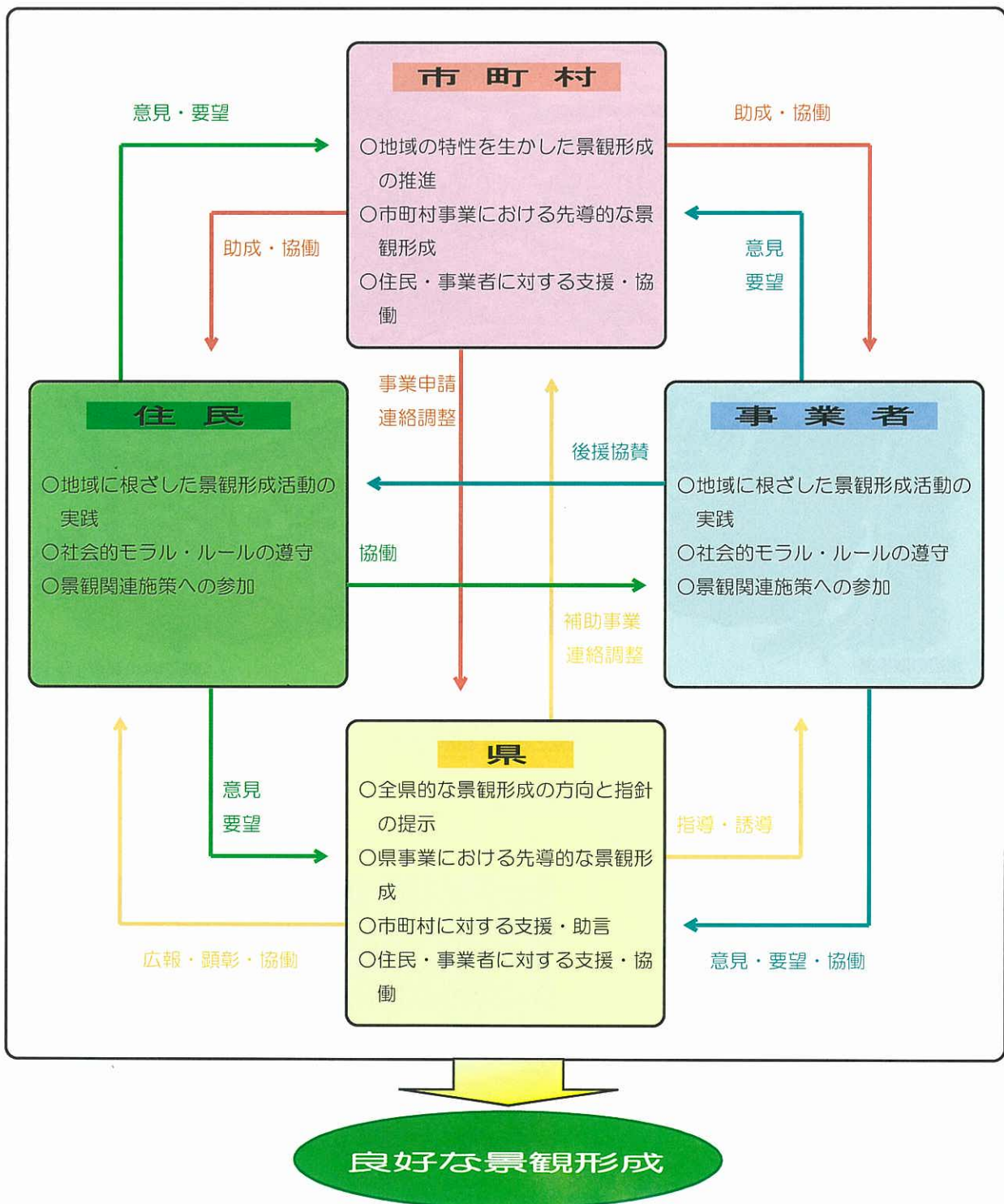
(仙台市 広瀬川と市街地)

5 良好な景観形成に向けての役割分担

景観形成を進めていくに当たっては、住民を主役として、NPOやボランティア、行政や事業者を含めた県民全体での取組が必要となってくる。

良好な景観の形成は、居住環境の向上、地域産業の活性化、歴史文化の保存と創出などに関連性が強いこと、地域の特性に応じたきめ細かな規制誘導や公共空間整備が必要であることから、各地域における総合的な景観形成は、基礎的自治体である市町村が中心的役割を担うべきであるが、広域的な景観形成は、県と関係市町村との連携により行う。

良好な景観形成に向けての役割分担



(1) 県の役割

イ 全県的な景観形成の方向と指針の提示

◆ 景観形成指針の策定

宮城県全体の景観形成について、どのような点に留意すべきかについての総合的な方向性を示し、各種の施策、事業、行動等のよりどころとなる景観形成指針として提示する。

◆ 各種施策・事業の調整等総合的な取組

景観形成は、基本的に数多くの事業の総合的な成果として表現されることから、庁内各部・課・室のそれぞれの関連事業について、県事業として総合的に取り組んでいくために、庁内会議の開催などを通じた組織的な調整機能の充実を図っていく。

◆ 既存及び先行計画との整合

既に計画が策定され、かつ実行されている計画、事業等（宮城県環境基本計画等）との整合を図る必要がある。また、各市町村においても独自の関連計画を有している場合があり、それらとも整合を図る。

◆ 景観法及び現行法制度の活用

景観法の趣旨に則り、自然公園法や都市計画法など土地利用に関する法令や、屋外広告物法など各種行為に関係する法令及び既存の条例や要綱（文化財保護条例、大規模開発行為に関する指導要綱等）など現行の各法制度を運用していく。

ロ 県事業における先導的な景観形成

◆ モデル的・先導的な公共事業の推進

景観に配慮した質の高い公共施設整備や、道路、河川、公園・緑地の整備など、市町村や県民、事業者へのモデルとなる具体的な事業の展開を推進していく。

◆ 街並みや民間建築物等の適正な誘導

県執行の土地区画整理事業など、地域の面的な整備に関わる事業に取り組む際には、各地域の個性を考慮した街並み形成に努めるとともに、屋外広告物条例や総合設計制度などの適正な運用によって、より美しい民間建築の誘導を図っていく。

◆ 開発行為等に対する指導・誘導

特に山間域や海岸域など豊かな自然環境が保全されている地域における開発行為については、環境への影響の低減と合わせた景観上の配慮について、関係する法、条例、要綱等に基づいた適正な指導・誘導に努めていく。

ハ 市町村に対する支援・助言

◆ 各市町村等関係機関に対する調整・連携

景観形成指針の考え方に基づいて、各地域の特性を尊重しつつ、県全体としての方向づけを図る必要があるため、各市町村等の景観行政担当者会議の開催などを通じ、広域的な景観形成に向けた調整を行う。また、随時情報発信に努め、市町村間のネットワーク構築を推進する。

◆ 各市町村の景観行政への支援・助言

各市町村が必要とする情報や手法などの提供、又は助言などの支援（景観アドバイザー制度等）を通じて、景観行政団体に移行するための取組を積極的に支援する。

二 住民・事業者に対する支援・協働

◆ 意識高揚のための広報的活動の推進

県としての取組姿勢を明らかにするため、景観形成の重要性のPRや広報活動を推進するとともに、住民が参加できる仕組みや場の設定（公募による「みやぎ景観百選」や「景観シンポジウム」「景観ワークショップ」の開催等）を行う。

◆ 表彰や助成等各種支援施策の展開

景観形成への意欲を高めるための顕彰制度の導入や、意欲のある住民・事業者へのソフト・ハード双方の点からの助言、情報提供などによる支援を図っていく。

(2) 市町村の役割

イ 地域の特性を生かした景観形成の推進

◆ 総合的な施策の展開

市町村でも、景観形成の取組は様々な事業が複合したものとなるが、景観形成に取り組む市町村は本指針及び県の取組を参考としながら、従来の縦割りにとらわれることなく、行政内部での横断的かつ総合的施策の展開を促進していく。

◆ 景観行政団体としての景観計画づくり

各市町村では、景観行政団体となることと併せて、景観形成に取り組む場合の基本となるべき景観計画の策定についても検討する。

◆ 景観法に基づく景観条例等の整備

景観法に基づく景観条例は、実効性の確保等、行政における積極的な取組の一つとして重要な意義を持つことから、各市町村それぞれの実情に合わせて整備を進めていく。

ロ 市町村事業における先導的な景観形成

◆ モデル的・先導的な公共事業の推進

各地域における市町村事業は、景観形成の大きな要素となることから、民間事業のモデルとなりうる先導的な事業展開を促進していく。

◆ 民間活動と連携・協働する各種施策の推進

民間活動との連携・協働という視点から、例えば商店街のリニューアルと併せた道路改良事業を商店会との協働によって実施したり、町おこし団体（NPO等）によるイベントの開催への支援など、様々な支援策を講じていく。

ハ 住民・事業者に対する支援・協働

◆ 住民の関心、意識を高めていく施策づくりの推進

景観形成、特に日常的な環境整備については、住民個々の理解、関心、意識の高まりが不可欠であることから、各市町村はワークショップ方式による住民参加やパンフレット等による広報活動、花壇づくりコンテストなど、地域住民の景観に関する意識を高める企画等を展開していく。

◆ 表彰や助成等各種支援施策の推進

優れた景観形成を行う団体や個人の顕彰制度、生け垣づくりへの助成、緑化木の交付等、景観に対する関心や参加への意欲を高めるための施策展開を図っていく。

◆ 地域活動に対する支援・助言

住民の組織づくりのきっかけとなる事務局的な場や、景観形成に関するノウハウの提供に努めるとともに、地域の団体同士の活動、他地域との情報交換、交流の場の設定等を行っていく。

(3) 住民の役割

イ 地域に根ざした景観形成活動の実践

◆ 景観法基本理念の理解

住民は、景観法の基本理念に則り、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力していくことが望まれる。

◆ 美しいまちづくりのための自主的活動の展開

住民が自らのまちを自らの手で美しくしていくという行動は、きめ細かなまちづくり、美化という点で大切な要件であることから、花いっぱい運動や花壇づくり活動、河川や道路の清掃活動など、地域住民の自主的な活動の展開が望まれる。

◆ まちづくりのための自主的ルールづくり

街並みにおいて、住民個々の住宅等の建築物の占める割合は、公共建築物のそれと比較してかなり大きなウエイトを占めることから、美しい街並みづくりを目的として、住民相互や行政も加わった形で、緑地協定や建築協定、又は広告物景観モデル地区における協定をつくるなど、住民自らが地域の将来方向を探り、選択することによって郷土への愛着を深めていけるような、自主的ルールづくりに努めていくことが望まれる。

ロ 社会的モラル・ルールの遵守

◆ ごみの投げ捨てや放置自転車等の改善

特に、都市域では、ごみの投げ捨てや放置自転車が景観を阻害する代表的な要因であるが、駐輪場の整備といったハード面での対応には限界があり、住民自らがモラルの向上に努めていくことが望まれる。

ハ 景観関連施策への参加

◆ 県や市町村の景観形成施策への参加・協力

近年関心が高まっているボランティア活動への参加などをはじめ、行政が展開していく様々な景観施策の中で、自らが果たすべき役割を認識し、話し合い、協力しながら参加していくことが望まれる。



(名取市 洞口家住宅)

(4) 事業者の役割

イ 地域に根ざした景観形成活動の実践

◆ 景観法基本理念の理解

事業者は、景観法の基本理念に則り、土地利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力していくことが望まれる。

◆ 街並みと調和した建築物など地域景観に配慮した事業の実施

公開空地の設置など、親しみやすさの向上に配慮するとともに、周囲の道路等、背景となるものと建築物との調和を考慮し、地域に溶け込む事業の実施が望まれる。

◆ まちかどの緑化・修景など地域景観の保全・向上への寄与

地域の景観にうるおいを与える事業所の緑化や、花壇の設置などによる修景、ビルの一隅に設ける噴水など、事業所やビル、企業のイメージアップにもつながる方策を積極的にとり入れ、地域景観の保全や向上に寄与していくことが望まれる。

ロ 社会的モラル・ルールの遵守

◆ 現行法制度の遵守

土地利用や各種の行為に関する法令等を遵守するとともに、特に屋外広告物の一部に見られるような無秩序な乱立状況については、企業としての倫理確立と意識の向上が求められる。

ハ 景観関連施策への参加

◆ 県や市町村の景観形成施策への参加・協力

街並み保存などの視点からの伝統的建築物の保存や開放、各種の市街地整備事業への参加、協力、若しくは緑化基金のような組織への出資等、商工会議所等の団体を通じて、又は個々の事業者として、県や市町村の行おうとする景観づくり、ひいては地域の活性化に対して参加、協力していくことが望まれる。



(南三陸町 志津川湾)

第3章

景観形成推進の方策と体制

第3章 景観形成推進の方策と体制

今後、県が推進していく景観形成施策は、良好な景観形成に向けての役割分担の中で、県の役割として基本的な考え方を示したとおりであり、以下に示した具体的施策を実施する。

景観形成推進の方策と体制

1 全県的な景観形成の方向性の提示

- (1) 新・宮城県景観形成指針の策定
- (2) 公共施設整備指針の作成

2 良好な景観形成に資する公共事業の推進

- (3) 国の景観に関連する助成事業の活用
- (4) 県公共事業景観審査の実施

3 良好な景観形成への誘導

- (5) 景観法及び現行法制度の活用
- (6) 景観基本条例等の制定の検討

4 市町村への支援

- (7) 景観行政団体への支援
- (8) 景観アドバイザー制度による支援・助言
- (9) 新たな助成制度

5 景観づくりの普及啓発

- (10) 景観百選（仮称）の選定
- (11) 景観シンポジウムの開催
- (12) 顕彰制度（みやぎ景観大賞、景観の日等）
- (13) 景観ポータルサイトの開設
- (14) 景観教育の普及

6 体制の確立

- (15) 景観形成庁内連絡会議の設置
- (16) 市町村景観行政担当者会議の開催

前項の体系図に示した個々の景観形成施策の概要及び必要性については、次のとおりである。

1 全県的な景観形成の方向性の提示

(1) 新・宮城県景観形成指針の策定

平成10年3月に宮城県全体の景観形成の方向性を明らかにすることを目的として、「宮城県景観形成指針」を策定した。その後、平成16年の景観法の制定により法的に景観の基本理念が示され、景観形成の仕組みが整えられた。本県の景観形成においても、法の趣旨を考慮し、「宮城県景観形成指針」を見直した。

(2) 公共施設整備指針の作成

景観形成指針に基づいて、各種公共施設の整備を行う場合に、施設の基本的要素である形態、色彩等に関する考え方、基準を示すとともに、各施設ごとの景観づくりに当たっての基本的な手順、さらには景観づくりのポイントや具体的な事例を整理した指針の作成が必要である。

2 良好な景観形成に資する公共事業の推進

(3) 国の景観に関連する助成事業の活用

各省庁では景観形成に関連する各種の助成制度（補助事業等）がメニュー化されており、地域の必要性に応じてこれらの事業を積極的に活用していく。

(4) 県公共事業景観審査の実施

景観に配慮すべき地区における公共公益施設整備の設計審査を行う際には、景観の整備・保全に関する事項も評価に加える。（土木部技術検討委員会での運用）

3 良好な景観形成への誘導

(5) 景観法及び現行法制度の活用

良好な景観形成への誘導策として有効な活用が期待される現行法制度は、次のように整理される。

景観法（景観計画区域、景観地区、準景観地区景観協定、景観重要建造物、景観重要樹木、
景観重要公共施設、景観農業振興地域整備計画）
都市計画法（地区計画、風致地区、伝統的建造物群保存地区）
都市緑地法（緑化地域、特別緑地保全地域）
都市公園法
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
風致地区内における建築等の規制に関する条例

自然公園法
総合保養地域整備法
森林法
国有林野法
山村振興法
自然環境保全条例（県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域）
県立自然公園条例（県立自然公園）
海岸法 港湾法
建築基準法（総合設計制度、建築協定）
大規模開発に関する指導要綱
屋外広告物法、屋外広告物条例（広告物景観モデル地区）

農業振興地域の整備に関する法律
 農地法
 快適農村空間形成指針（農林水産省）
 農村景観保全活用計画
 水辺の保全・活用指針
 文化財保護法（特別名勝，文化的景観，史跡名勝天然記念物），文化財保護条例

環境基本法
 環境影響評価法
 環境基本条例，宮城県環境基本計画
 環境影響評価条例（環境評価）
 環境美化の促進に関する条例

（6） 景観基本条例等の制定

景観法の成立を考慮し，市町村の景観行政を支援するため，景観に関する基本条例等の制定を視野に入れた検討を行う。

4 市町村への支援

（7） 景観行政団体への支援

市町村が景観行政団体へ移行することを積極的に支援し，地域における景観形成の推進を図るため，市町村が行う景観計画策定に要する経費について，県が補助できる制度を検討する。

（8） 景観アドバイザー制度による支援・助言

地域において住民や商店街，企業などが行政と共同で景観づくりに取り組みたいと考え，専門家の助言や指導が欲しいという場合に，そのニーズに合った派遣が可能となるよう，景観アドバイザー制度等の人材登録システムの整備が必要である。

（9） 新たな助成制度

景観形成への意識を高め，良好な景観形成を推進するため，自主的に景観づくりに取り組む市町村や地域住民，さらにはボランティアグループなどと積極的に交流し，その輪を広げるとともに，その運動を財政面から支援できる制度について，民間資金の活用も含めて検討していく。



（大崎市 川渡の温泉街）

5 景観づくりの普及啓発

(10) 景観百選（仮称）の選定

私たちの身の回りにも、後世に残したいところに残る景観美が数多く存在している。このような美しく魅力あふれる地域を再発見し、県民全体の認識の下に共有財産としてまもり、育てていくことが大切である。このため、県の内外から投票や推薦などの方法により、景観百選を選定し、宮城の景観について県民意識の高揚を図っていくものとする。

(11) 景観シンポジウムの開催

県民の意識の中に、身近な問題として景観をとらえ、自らの問題意識から自発的な行動を促されるよう、シンポジウム等により県民意識の醸成を積極的に行うことが重要である。また、景観を阻害する要因となるゴミの散乱や放置自転車等については、県民のマナーの問題を含め、生活環境の改善に関する意識の向上を図っていくものとする。

(12) 顕彰制度

県民との協働という面では、その努力や協力に対する意識高揚やPR効果を上げる目的から、「景観の日」の制定、みやぎ景観大賞やまちづくり賞などの顕彰制度を検討する。

(13) 景観ポータルサイトの開設

県のHPに景観ポータルサイトを開設し、景観に関係した各種情報の提供や、積極的に景観形成に取り組んでいる地域や団体等の紹介を行っていくことを検討する。

(14) 景観教育の普及

景観の専門家等を小中学校へ派遣して景観に関する授業を行ったり、高校生写真コンテスト等により自分たちの街並みを再発見するなどの体験を通して、子供の頃から良好な景観を形成する意識を育てていく必要があるため、教育委員会と検討していく。

6 体制の確立

(15) 景観形成庁内連絡会議の開催

本県における景観のあり方を総合的に検討し、その特色を生かしたより良い景観の保全と創造の推進に向けた連絡調整を行う場として、庁内に連絡会議を設置するなど、庁内の体制づくりを進めていく。

(16) 市町村景観行政担当者会議の開催

景観に関する話題や情報の相互交換、県と市町村の景観施策の緊密な連携などを図るため、景観行政担当者同士の交流の場となる会議を開催する。また、会議と同時に、外部から講師を招き研修会を開催するなど、景観担当者の専門的知識の向上を図るものとする。

資料編

【資料編】

検討経過

	平成18年			平成19年	
懇話会	第1回 ● 4/26	第2回 ● 8/3	第3回 ● 11/16	第4回 ● 3/20	
現地・フォーラム	現地視察 ◎ 6/9			フォーラム ◎ 2/10	
連絡会議	第1回 ○ 4/21	第2回 ○ 7/27	第3回 ○ 11/7	第4回 ○ 3/14	
パブリックコメント	12/8～1/12				

■第1回みやぎ景観懇話会 平成18年4月26日開催

- ◆景観法の概要について
- ◆これまでの県の景観形成への取組について
- ◆宮城県の代表的な景観について
- ◆今後の進め方について

□みやぎ景観懇話会現地視察会（登米市・大崎市） 平成18年6月9日開催

■第2回みやぎ景観懇話会 平成18年8月3日開催

- ◆懇話会の役割について（とりまとめイメージ）
- ◆宮城県景観形成指針の見直し………景観形成の課題，基本目標，基本方向について
- ◆景観形成推進の方策と体制（素案）………他県の景観施策概要と宮城県における今後の方策

■第3回みやぎ景観懇話会 平成18年11月16日開催

- ◆新・宮城県景観形成指針（案）………新指針案の概要について
- ◆景観形成推進の方策と体制（案）………宮城県における今後の推進方策について

□パブリックコメント 平成18年12月8日～平成19年1月12日

□みやぎ景観フォーラム（大崎市） 平成19年2月10日開催

■第4回みやぎ景観懇話会 平成19年3月20日開催

- ◆新・宮城県景観形成指針（案）に対するパブリックコメントの結果について
- ◆新・宮城県景観形成指針最終案について

みやぎ景観懇話会開催要綱

（目的）

第1条 景観法（平成16年法律第110号）が制定されたことを踏まえ、県の景観行政の在り方について広く有識者からの意見聴取を行うため、みやぎ景観懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

（構成）

第2条 懇話会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

（座長）

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、会議の進行を行う。

1 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（協議事項）

第4条 懇話会では、次の事項について意見聴取を行うものとする。

(1) 景観に関する基本理念等に関すること。

(2) 景観形成における各主体の役割分担に関すること。

(3) 良好な景観形成に向けて県の行うべき施策に関すること。

(4) その他景観形成について必要と認められる事項に関すること。

（会議）

第5条 懇話会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、宮城県土木部都市計画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

別表 みやぎ景観懇話会構成員名簿

氏 名	所 属	備 考
磯 田 悠 子	みやぎおかみ会会長、ホテル松島大観荘取締役副社長	公 座 募 長
伊 藤 則 子	東北大学大学院工学研究科博士後期課程	
大 村 虔 一	財団法人宮城県地域振興センター理事長	
柴 崎 徹	東北工業大学客員教授	
西大立目 祥子	青空編集室（フリーライター）	
平 野 勝 也	東北大学大学院情報科学研究科講師	
布 施 孝 尚	登米市長	
中 村 克 正	仙台市都市整備局長	副 座 長 募 公
森 山 雅 幸	宮城大学食産業学部教授	
山 崎 環	特定非営利活動法人リブリッジ代表理事	
横 山 英 子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所専務取締役	

（※敬称略）

みやぎ景観連絡会議設置要綱

（設置）

第1 県の景観行政の在り方等について、庁内の連絡調整を行うため、みやぎ景観連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県の景観行政の在り方に関すること。
- (2) みやぎ景観懇話会開催要綱（平成18年4月1日施行）に基づくみやぎ景観懇話会における審議事項の調整に関すること。
- (3) その他景観行政に関し必要なこと。

（構成）

第3 連絡会議の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（座長）

第4 連絡会議に座長を置き、土木部都市計画課長を充てる。

2 座長は、連絡会議の事務を総括し、連絡会議を代表する。

（会議）

第5 連絡会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、連絡会議に構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第6 連絡会議の庶務は、土木部都市計画課において処理する。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

別表 みやぎ景観連絡会議構成員名簿

所	属	備 考
環境生活部	環境政策課長	
	自然保護課長	
産業経済部	観光課長	
	農業振興課長	
	農村基盤計画課長	
	むらづくり推進課長	
土 木 部	土木政策専門監	
	都市計画課長	座 長
教 育 庁	文化財保護課長	

（※本要綱は平成19年3月31日現在のもの）

景観法活用のイメージ



(資料出所：景観法の概要)

景観計画区域 (都市計画区域外でも指定可能。)

- 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- 建築物や工作物のデザイン、色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能
- 「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- 農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観地区 (都市計画) 又は 準景観地区

- より積極的に景観形成を図る地区を都市計画により指定
- 建築物や工作物のデザイン、色彩についての初めての規制 (形態意匠制限の認定)
- 廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能

景観重要建造物 ・ 景観重要樹木

- 景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全
- 建造物の現状変更に関しては許可が必要 (外観に係る部分は基本的に現状保存)
- 外観に係る部分等についての規制緩和が可能 (建築基準法に基づく条例による)
- 税制による支援

景観重要公共施設

- 公共施設管理者との協議・同意により道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能
- 公共施設管理者から、景観重要公共施設として位置付けることを要請することが可能

景観農業振興地域整備計画区域

- 景観施策と農業施策 (生産力最大化) の調和を図るために景観農振計画を策定することが可能

【用語解説】

アイ・ストップ

景観の焦点、人の視線を引きつける役割を果たす対象物。道路の突き当たりなどにある建築物や樹木など。

アダプトプログラム制度

河川、道路の一定区間や公園などにおいて、希望する住民、市民団体、事業者が里親になり、清掃や美化、樹木の維持・管理などを行う制度。

クリーク

みお筋（潮が引く時にできる水の通り道）が残されたものや、かんがい用に掘削した水路をいう。

景観行政団体

政令指定都市、中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、その他の市町村で都道府県と協議し、同意を得た区域にあっては当該市町村をいう。

景観重要建造物

個性あるまちづくりの核として、優れた外観の建造物を保全するため、景観行政団体の長が景観法に基づいて指定するもの。（景観法第19条）

景観重要公共施設

道路、河川、都市公園、海岸等に係る公共施設であって、良好な景観の形成に重要なものをいう。（景観法第8条第2項第5号ロ）

建築協定

住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するため、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権者又は賃借権者が全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を締結するもので、特定行政庁の許可を受けることで社会的に成立する。

視点場

視点が位置する場所をいう。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。

修景

造園用語で庭園美化などを意味するが、建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の街並みや自然景観などに調和させることなど、都市計画における景観整備一般もさす。

ストリートファニチャー

路上に置かれている備品の総称。街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停など、歩行者に快適さを提供するための設備をいう。

多自然型河川

国土保全のため必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川の環境保全，若しくはできるだけ改変しないよう配慮し，又は改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに，良好な自然環境の復元を可能とする河川づくり。

美観道路

戦災地復興計画基本方針（昭和20年12月30日閣議決定）において，街路網の整備に当たっての配慮事項として「防災，保健及び美観に資すること」や「幅員の基準」が掲げられており，この考え方に基づいて整備された道路をいわゆる「美観道路」と称している。

風致地区

都市計画区域内にある良好な風致（樹林地，水辺などの良好な自然環境に富んだ土地）の維持を目的として定められた都市計画法に基づく地域地区の一つである。

ポータルサイト

インターネットにアクセスするときに，玄関口となるウェブサイト。主に検索エンジンやリンク集などを中心として，様々なサービスを提供することにより利用者の増加を図っている。

ランドマーク

ある特定地域の景観を特徴づける目印となるもの。山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。

宮城県土木部都市計画課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-211-3132 FAX 022-211-3295
E-mail toshikei01@pref.miyagi.jp
<http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/>

※ 写真提供：宮城県観光課

この「新・宮城県景観形成指針」は、1,000部作成し、1部当たりの単価は約471円です。



古紙配合率100%再生紙を使用しています

